

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

1. 働き方改革と人材投資を通じた生涯現役社会の実現

(2) 人材投資・教育

人材投資の抜本強化

小中学校9年間の義務教育制度、無償化は、まさに、戦後の発展の大きな原動力となった。70年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、多様な教育について、全ての国民に真に開かれたものとしなければならない。その第一歩として、幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得、高等教育を含め、社会全体で人材投資を抜本強化するための改革の在り方についても早急に検討を進める。

教育の質の向上等

世界トップレベルの学力達成と基礎学力の向上に向け、新学習指導要領の円滑な実施のための体制を整備するとともに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、子供が社会において自立できる力を育成する。教員の厳しい勤務実態を踏まえ、適正な勤務時間管理の実施や業務の効率化・精選を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や勤務状況を踏まえた処遇の見直しの検討を通じ、長時間勤務の状況を早急に是正することとし、年末までに緊急対策を取りまとめる。また、チーム学校の運営体制の構築、学校と地域の連携・協働、情報活用能力の育成を含む教育の情報化、幼児教育の振興、安全・安心な学校施設整備を推進する。在外教育施設における教育環境機能の強化を図る。さらに、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

教育へのアクセス向上のため、幼児教育について財源を確保しながら段階的無償化を進めるとともに、高等教育について、進学を確実に後押しする観点から、新たに導入した給付型奨学金制度及び所得連動返還型奨学金制度の円滑かつ着実な実施、無利子奨学金や授業料減免等、必要な負担軽減策を財源を確保しながら進める。

(3) 少子化対策、子ども・子育て支援

社会保障における世代間公平の確保を目指し、全世代型社会保障の実現に取り組む。そのため、待機児童解消や子供の貧困対策を含め、少子化対策・子育て支援を拡充する。

引き続き企業主導型保育事業の活用等も図りつつ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消を目指すとともに、各自治体における状況等も踏まえて子育て安心プランに基づき、安定的な財源を確保しつつ、取組を推進する。

保育人材を確保するため、保育士()の処遇改善に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。また、子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

結婚の希望の実現に向けた支援を行うとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、多胎児も含めて子育てを支援する体制を拡充する。不妊治療に係る相談機能等の充実や、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進や小児・周産期医療提供体制の充実、医療的ケア児の支援に取り組むほか、病児保育を推進する。また、空き教室等を活用し、放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を進める。

世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組として、子供の居場所づくりや学習支援、特別養子縁組や里親など社会的養育の推進、ひとり親家庭支援、配偶者暴力被害等困難を抱えた女性とその子供への支援、国民運動の展開や地域ネットワークの形成など子供の貧困に対する社会全体の取組支援、児童相談所の設置促進など児童虐待防止対策等に取り組む。

() 子ども・子育て支援新制度の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。



平成30年度における 子ども・子育て支援新制度に関する 概算要求の状況について

内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局
文部科学省初等中等教育局

平成30年度内閣府予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

(平成29年度予算額)

2兆4,550億円

1兆6,559億円

(平成30年度概算要求・要望額)

2兆4,332億円 + 事項要求

1兆6,366億円 + 事項要求【うち年金特別会計】

1. 子ども・子育て支援新制度の実施(一部社会保障の充実)

22,962億円+事項要求(23,174億円)

教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実(一部社会保障の充実)

9,167億円+事項要求(9,167億円)

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

子どものための教育・保育給付

7,928億円+事項要求(7,928億円)

子どものための教育・保育給付費負担金

7,879億円+事項要求(7,879億円)

- ・施設型給付、委託費(認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費)
- ・地域型保育給付(家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費)

子どものための教育・保育給付費補助金

49億円+事項要求(49億円)

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

地域子ども・子育て支援事業(年金特別会計に計上)

1,239億円+事項要求(1,239億円)

子ども・子育て支援交付金

1,076億円+事項要求(1,076億円)

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等

子ども・子育て支援整備交付金

163億円(163億円)

放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

事項要求

- ・ 社会保障の充実
平成30年度における社会保障の充実(「量的拡充」及び「質の向上」)に係る費用については、予算編成過程で検討(消費税引き上げ以外の財源も含む)。
- ・ 幼児教育無償化の段階的実施のために必要な経費(保育料負担の軽減含む)
幼児教育の無償化に向けた段階的取組に係る費用については、予算編成過程で検討。

児童手当(年金特別会計に計上)

13,795億円(14,007億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

2. 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援(年金特別会計に計上)

1,332億円(1,313億円)

平成28年に子ども・子育て支援法を改正し、拠出金率の上限を0.25%に引上げ、平成29年度の拠出金は0.23%(対27年度+0.08%)。平成30年度以降は事業の実施状況等を踏まえ、決定することとしている。

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

企業主導型保育事業

1,328億円(1,309億円)

- ・ 休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした事業所内保育施設を支援する。

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

3.8億円(3.8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

3. 少子化対策の総合的な推進等

2.6億円(2.9億円)

子ども・子育て支援新制度に係る広報啓発や子ども・子育て会議経費、ECEC Network事業への参画などに要する経費 2.6億円(2.9億円)

広く国民一般の理解促進を図るため、新制度のパンフレットやポスター、冊子を作成し、地方自治体窓口や関連施設等で一般向けの広報に活用するなどの、広報・啓発活動を行うための経費や、子ども・子育て支援法等に基づき、子ども・子育て会議、基準検討部会において、子ども・子育て支援新制度の施行状況のフォローアップ等を行うための経費、OECDにおいて計画されている保育・幼児教育の従事者に関する調査に参加し、保育・幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集するための経費等。

平成30年度厚生労働省予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

待機児童解消策の推進など保育の充実

(平成29年度予算額)

1兆1,147億円
991億円

(平成30年度概算要求・要望額)

1兆1,900億円 + 事項要求
1,401億円

【内閣府予算を含む】
【うち厚生労働省予算】

1. 待機児童の解消に向けた取組の推進

1,394億円(983億円)

保育園等の整備の推進

市町村が策定する整備計画に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付する。

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率を嵩上げ(1/2 2/3)()して、保育の受け皿の整備を推進する。

- 保育園緊急整備事業()
- 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- 小規模保育整備事業()
- 保育園等防音壁設置事業
- 保育園等防犯対策強化事業
- 民有地マッチング事業(整備候補地の掘り起こし等)

改修による保育園等の設置支援

「子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を支援するため、補助率の嵩上げ(1/2 2/3)等()を行い、改修による保育の受け皿整備を推進する。

- 賃貸物件による保育園改修費等支援事業()
- 小規模保育改修費等支援事業()
- 幼稚園の長時間預かり保育改修費等支援事業()
- 認可化移行改修費等支援事業()
- 家庭的保育改修費等支援事業()

賃貸方式による小規模保育等の推進

賃貸方式による保育園や小規模保育事業所の賃借料の一部を支援することにより、保育園や小規模保育事業所による受け皿拡大を促進する。また、賃借料が高い都市部等の保育園等について、実際の賃借料と公定価格における賃借料加算との乖離の一部を補助する。

保育人材確保のための総合的な対策

保育の受け皿整備に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、保育補助者の雇上げ支援における資格要件（子育て支援員研修等の受講）の見直しや定員規模に応じた補助者の加配による事業の拡充、「保育体制強化事業」の実施主体要件（待機児童解消加速化プランへの参加）の見直しや定員規模に応じた加配による事業の拡充、保育園等に勤務する保育従事者等に係る保育士資格の取得支援における支給時期の見直し、潜在保育士の就職支援等を行う保育士・保育園支援センターの体制強化、保育園等における業務のICT化の支援など、保育人材確保対策の充実を図る。また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

保育士確保対策

- 保育士・保育園支援センター設置運営事業【拡充】
- 保育士宿舍借り上げ支援事業
- 保育体制強化事業【拡充】
- 保育補助者雇上強化事業【拡充】
- 保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- 保育人材就職支援事業
- 保育園等におけるICT化推進等事業（ICT化推進分）【新規】
- 保育士資格取得と継続雇用の支援
 - 保育士資格取得支援事業【拡充】
 - 保育士試験追加実施支援事業
 - 保育士試験による資格取得支援事業
 - 保育園等におけるマネジメント力向上・保育士スキルアップ推進事業
 - 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流等支援事業
 - 保育園等における業務集約化推進事業
- 保育士の質の向上と保育人材確保のための研修
 - 保育の質の向上のための研修事業
 - 新規卒業者の確保、就業継続支援事業
 - 保育士等キャリアアップ研修

多様な保育の充実

自宅から距離のある保育園等の利用を可能にするための保育園等への直接送迎の実施や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

- 広域的保育園等利用事業【拡充】
- 医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- 家庭的保育コンソーシアム形成モデル事業【新規】
- 保育利用支援事業
- サテライト型小規模保育事業
- 保育環境改善等事業

安心かつ安全な保育の実施への支援

- 保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施や、事故防止に役立つ備品等の購入などを支援する。
- 保育園等の事故防止の取組強化事業
 - 保育園等におけるICT化等推進事業（事故防止対策分）【新規】

子ども・子育て支援新制度により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の「量的拡大」及び「質の向上」を図る。

子どものための教育・保育給付

施設型給付

保育園、認定こども園、幼稚園を通じた共通の給付により、就学前児童が教育・保育施設から受けた教育・保育の提供に要した費用について財政支援を行う。
公立分については、地方財政措置により対応。

地域型保育給付

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など多様な事業の中から利用者が選択できる地域型の給付により、就学前子どもが事業者から受けた保育の提供に要した費用について財政支援を行う。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業に要する費用について財政支援を行う。

利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施するための経費。

延長保育事業

残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

公立分については、地方財政措置により対応。

病児保育事業

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。

一時預かり事業

日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等に対応するため、保育園等で乳幼児を一時的に預かる事業を推進する。

その他（多様な主体の参入促進事業、実費徴収に伴う補足給付を行う事業）

認可を目指す認可外保育施設への支援等

認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。

認可化移行運営費支援事業

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

子育て支援員研修

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

子ども・子育て支援の充実のための研修・調査研究事業の推進

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施するとともに、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行及び子ども・子育て支援に関する制度の見直しや課題に対応するための各種調査研究を実施する。

子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に係る経費については、平成29年度予算額と同額で要求し、増額分の取扱いは予算編成過程で検討

社会的養育の充実(一部社会保障の充実)

(平成29年度予算額)

1,448億円

(平成30年度概算要求・要望額)

1,472億円+事項要求

社会的養育の充実(一部新規)(一部推進枠)

1,472億円+事項要求(1,448億円)

家庭養育の推進に向けて、里親のリクルート・研修・支援等を一貫して担う体制構築への取組等を通じた里親制度の普及促進を図るとともに、特別養子縁組制度に関する周知広報及び民間あっせん機関向けの研修事業等を創設する。併せて、児童養護施設の小規模化・地域分散化等の取組を着実に実施する。

平成30年度文部科学省予算概算要求の主要施策(子ども・子育て関係)

幼児教育の振興

(平成29年度予算額)
359億円

(平成30年度概算要求・要望額)
529億円 + 事項要求

1. 幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進

309億円 + 事項要求(309億円)

「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」(平成29年7月31日開催)で取りまとめられた方針等を踏まえ、幼児教育無償化に向けた取組を「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討する。

2. 幼児教育の質の向上

4億円(3億円)

幼児教育の推進体制構築事業

183百万円(183百万円)

地域の幼児教育の質の向上を図るため、地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園・保育園・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、自治体における幼児教育の推進体制の検討・整備を行う。

幼稚園の人材確保支援事業

86百万円(86百万円)

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼児期の教育内容等の充実(拡充)

37百万円(17百万円)

・幼児期の教育内容等深化・充実調査研究

効果的な指導方法や実効性のある学校評価など、幼児期における教育内容等について、より深化・充実するための調査研究を実施する。

・幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究(新規)

幼稚園等における2歳児の円滑な受入方法等についての調査研究を行い、2歳児から3歳児への切れ目ない対応(幼稚園接続保育)の実施を推進するとともに、幼稚園等における待機児童解消に向けた取組を推進する。

幼稚園教育要領の普及・啓発

30百万円(58百万円)

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。

ECEC Network事業の参加

8百万円(9百万円)

OECDにおいて計画されている TALIS 幼児教育・保育従事者調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータを収集する。

ECEC : Early Childhood Education and Care

3. 幼児教育の環境整備の充実

217億円(47億円)

認定こども園等への財政支援(一部推進枠)

200億円(51億円)

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進や、研修等の実施費用を支援する。

私立幼稚園の施設整備の充実

6億円(5億円)

緊急の課題となっている耐震化に取り組むとともに、学校法人立幼稚園等の施設の防犯対策、アスベスト対策、バリアフリー化、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより幼稚園の環境整備を図る。

【参考】

幼児教育無償化について

(平成29年7月31日幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議)

幼児教育無償化は、幼児教育の重要性に鑑み、すべての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すものであり、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2017について」(平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太の方針」という。)において「財源を確保しながら段階的無償化を進める」等とされている重要課題である。

これらを踏まえ、平成30年度においても、家庭の経済状況にかかわらず、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、「環境整備」と「財源確保」を図りつつ、段階的に幼児教育無償化に向けた取組を進めることとし、その対象範囲や内容等については予算編成過程において検討することとする。

また、骨太の方針において、待機児童の解消(子育て安心プラン)と併せて、幼児教育・保育の早期無償化について「安定的な財源確保の進め方を検討し、年内に結論を得」とされたことを受け、今後進められる議論等を踏まえつつ、上記検討を行うこととする。

平成29年度 保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態調査について

1. 背景・目的

子ども・子育て支援新制度が施行して3年目であり、5年後の見直しの間年を迎えたことを受け、今後の公定価格の設定等の検討に資するよう、保育所・幼稚園・認定こども園等の経営実態を把握する。

「ニッポン一億総活躍プラン」(28年6月閣議決定)

適切な公定価格の設定等に資するよう、保育所等に対する経営実態調査を行う。

2. 調査対象等

調査対象：保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の計21,000件

調査時点：29年3月時点（収支については、28年度実績）

調査時期：7月末に調査開始、8月末回答〆切

調査方法：施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

3. 調査内容

概要（29年3月時点）	設置主体、児童数、事業の実施状況等
収支の状況（28年度）	公定価格における年間の収支差
職員の給与（29年3月分）	職種別の勤続年数や支給額
職員の配置（29年3月時点）	職種別の配置状況

() 回答者の事務負担等を考慮して、可能な限り、調査項目の精査・簡素化を実施

平成28年度 保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の集計結果概要について

1. 調査の概要

(1) 目的

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の記載等を踏まえ、保育所等の給与実態等を把握し、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うもの。

(2) 調査対象

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業 私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみ。

(3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(4) 回収状況

	母集団	実態調査				処遇改善調査			
		調査客体数	回収状況		調査客体数	回収状況			
			有効回答数	有効回答率		有効回答数	有効回答率		
保育所	23,668か所	9,288か所	2,698か所	29.0%	9,323か所	1,969か所	21.1%		
幼稚園	4,861か所	2,045か所	679か所	33.2%	2,034か所	474か所	23.3%		
認定こども園	3,086か所	1,290か所	406か所	31.5%	1,293か所	306か所	23.7%		
地域型 保育事業	家庭的保育事業	896か所	855か所	269か所	31.5%	854か所	119か所	13.9%	
	小規模保育事業	1,558か所	1,522か所	421か所	27.7%	1,520か所	195か所	12.8%	
	事業所内保育事業	203か所	197か所	60か所	30.5%	197か所	34か所	17.3%	
	居宅訪問型保育事業	4か所	3か所	0か所	0.0%	3か所	0か所	0.0%	

実態調査: 保育所等の収支については27年度、職員の給与・配置の状況について平成28年3月時点で調査

処遇改善調査: 保育所等に在籍する職員のうち、平成24年度末(幼稚園等は平成26年度末)と平成27年度末とも在籍している職員の賃金の状況について調査

(5) 調査項目

保育所等の収支の状況

保育所等の職員の給与の状況・職種別配置状況

保育所等の職員給与の年度間比較 等

2. 結果の概要

(1) 収支状況

< 保育所 >

科目			私立		公立	
			金額	構成割合	金額	構成割合
収益	サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	124,545	/	68,603	/
		2 児童福祉事業収益	292		195	
		3 その他収益	711		3,172	
	サービス活動外増減による収益	1,263	755			
	特別増減による収益	4,799	1,972			
支出	サービス活動増減による費用	1 人件費	88,105	76.4%	86,250	82.4%
		2 事業費	13,910	12.1%	12,016	11.5%
		3 事務費	9,720	8.4%	6,120	5.8%
		4 その他の費用	3,615	3.1%	335	0.3%
	サービス活動外増減による費用	1,068	-	311	-	
特別増減による費用	7,360	-	1,660	-		
収益計(3その他収益を除く)			124,837	100.0%	68,799	-
支出計()			115,350	92.4%	104,721	-
収支差額(-)			9,487	7.6%	-35,922	-
施設数			1,615 施設		229 施設	
平均利用定員数			101 人		98 人	
平均児童数			103 人		93 人	

構成割合は、支出計()に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計()に対する割合。

公立保育所については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立保育所と同様に収支を把握することは難しいことに留意が必要。収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業、一時預かり事業等)も含まれている。

< 幼稚園 >

科目		私立		公立	
		金額	構成割合	金額	構成割合
収益	1 学生生徒等納付金	千円 19,912		千円 4,051	
	2 補助金	53,678		1,443	
	(1)施設型給付費(特例施設型給付費を含む)	45,107		1,186	
	(2)その他補助金	8,571		257	
	3 事業収入	6,482		712	
	(1)補助活動収入	6,087		545	
	(1) - 1預かり保育料等	1,892		195	
	(1) - 2実費徴収	4,195		350	
	(2)その他の事業収入	396		167	
	4 その他収入	3,117		34	
5 基本金組入額	-4,025				
支出	1 人件費	44,698	66.3%	27,937	88.7%
	2 教育研究経費・管理経費	21,523	31.9%	3,551	11.3%
	3 その他支出	2,646	-	6	-
	(1)うち借入金等利息	194	-	5	-
	(2)うち資産処分差額	1,251	-	0	-
(3)上記(1)(2)を除くその他支出	1,201	1.8%	1	0.0%	
収益計(4その他収入を除く)		76,047	100.0%	6,206	-
支出計(3(1)(2)を除く)		67,422	88.7%	31,490	-
収支差額(-)		8,625	11.3%	-25,283	-
施設数		82 施設		202 施設	
平均利用定員		115 人		93 人	
平均在籍園児数		110 人		61 人	

構成割合は、支出計()に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計()に対する割合。
 公立幼稚園については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、私立幼稚園と同様に収支を把握することは難しいことに留意が必要。
 収益・支出には、調査対象事業以外の事業(預かり保育、子育て支援等)も含まれている。

私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみが調査対象であり、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要(有効回答数(82か所)の属性：平均利用定員115人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

< 認定こども園 >

科目		私立		
		金額	構成割合	
収益	サービ	1 保育事業収益	千円 124,680	
	ス活動増減	2 児童福祉事業収益	0	
	による収益	3 その他収益	7,939	
	サービス活動外増減による収益	847		
	特別増減による収益	2,602		
支出	サービ	1 人件費	74,029	69.2%
	ス活動増減	2 事業費	10,005	9.4%
	による費用	3 事務費	16,955	15.8%
		4 その他の費用	6,003	5.6%
	サービス活動外増減による費用	875	-	
	特別増減による費用	3,414	-	
収益計(3その他収益を除く)		124,680	100.0%	
支出計()		106,992	85.8%	
収支差額(-)		17,689	14.2%	
施設数		277 施設		
平均利用定員数		139 人		
平均児童数		136 人		

構成割合は、支出計()に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計()に対する割合。
 収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業、一時預かり事業等)も含まれている。

< 地域型保育事業 家庭的保育事業 >

科目			私立	
			金額	構成割合
収益	サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 9,694	/
		2 児童福祉事業収益	0	
		3 その他収益	14	
	サービス活動外増減による収益		6	
	特別増減による収益		1	
支出	サービス活動増減による費用	1 人件費	4,805	61.6%
		2 事業費	1,330	17.1%
		3 事務費	1,480	19.0%
		4 その他の費用	183	2.3%
	サービス活動外増減による費用		44	-
	特別増減による費用		91	-
収益計((3その他収益を除く))			9,694	100.0%
支出計()			7,798	80.4%
収支差額(-)			1,895	19.6%
施設数			122 施設	
平均利用定員数			4 人	
平均児童数			4 人	

構成割合は、支出計()に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計()に対する割合。
収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業、一時預かり事業等)も含まれている。

< 地域型保育事業 小規模保育事業 >

科目			A型		B型	
			私立		私立	
			金額	構成割合	金額	構成割合
収益	サービス活動増減による収益	1 保育事業収益	千円 32,428	/	千円 28,229	/
		2 児童福祉事業収益	0		0	
		3 その他収益	419		715	
	サービス活動外増減による収益		305		296	
	特別増減による収益		1,128		3	
支出	サービス活動増減による費用	1 人件費	19,329	69.2%	17,241	69.7%
		2 事業費	2,817	10.1%	2,653	10.7%
		3 事務費	4,827	17.3%	4,390	17.7%
		4 その他の費用	941	3.4%	460	1.9%
	サービス活動外増減による費用		222	-	340	-
	特別増減による費用		996	-	153	-
収益計((3その他収益を除く))			32,428	100.0%	28,229	100.0%
支出計()			27,913	86.1%	24,744	87.7%
収支差額(-)			4,514	13.9%	3,485	12.3%
施設数			217 施設		80 施設	
平均利用定員数			16 人		15 人	
平均児童数			15 人		14 人	

構成割合は、支出計()に対する割合。ただし、収支差額の構成割合は収益計()に対する割合。
収益・支出には、調査対象事業以外の事業(延長保育事業、一時預かり事業等)も含まれている。

(2) 職種別職員1人当たり給与月額

< 保育所 >

職種	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数
1 施設長	1.0	円 531,123	年 23.4	0.0	円 282,300	年 7.0	1.0	円 531,290	年 30.8	0.0	円 229,409	年 2.4
2 主任保育士	1.0	円 397,729	年 20.7	0.0	円 161,892	年 18.7	1.0	円 457,168	年 23.6	0.0	円 175,924	年 12.3
3 保育士	13.2	円 271,687	年 8.9	2.7	円 162,349	年 6.9	11.2	円 282,339	年 9.6	1.7	円 160,809	年 6.4
4 保育補助者(資格を有していない者)	0.2	円 210,997	年 6.4	0.5	円 158,349	年 5.0	0.2	円 184,102	年 6.8	0.7	円 168,232	年 4.7
5 調理員	1.4	円 249,878	年 8.6	0.6	円 150,541	年 5.0	1.4	円 277,213	年 13.2	0.5	円 152,462	年 5.7
6 栄養士(5に含まれる者を除く)	0.5	円 292,106	年 7.0	0.0	円 155,305	年 3.7	0.2	円 317,054	年 11.2	0.0	円 196,191	年 4.3
7 看護師(保健師・助産師)、准看護師	0.2	円 312,519	年 10.0	0.1	円 216,298	年 6.3	0.1	円 322,443	年 8.2	0.0	円 205,046	年 17.1
8 うち、保育業務従事者	0.1	円 299,723	年 11.5	0.0	円 199,499	年 5.1	0.1	円 329,680	年 7.0	0.0	円 150,563	年 5.0
9 事務職員	0.6	円 309,931	年 9.7	0.1	円 170,531	年 5.5	0.1	円 354,876	年 8.7	0.0	円 146,699	年 1.8
10 その他	0.2	円 306,883	年 9.0	0.2	円 159,866	年 5.3	0.2	円 297,277	年 14.1	0.1	円 178,781	年 7.0
合計	18.3	円 293,153	年 10.3	4.3	円 163,763	年 6.4	15.4	円 310,009	年 12.2	3.2	円 163,013	年 6.0
施設数	508か所						211か所					

「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。なお換算人員の平均が0.1人未満である場合は、「0.0人」としている。

「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

< 幼稚園 >

職種	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり給与月額	平均勤続年数
1 園長	1.0	円 446,558	年 21.9	0.0	円 233,333	年 30.0	0.8	円 530,655	年 28.8	0.1	円 218,082	年 11.0
2 副園長・教頭	0.6	円 358,737	年 22.0	-	-	-	0.3	円 531,279	年 26.3	-	-	-
3 主幹教諭(指導教諭を含む)	0.4	円 281,581	年 18.7	-	-	-	0.3	円 495,760	年 19.6	-	-	-
4 教諭・助教諭・講師等	6.4	円 255,855	年 9.7	1.2	円 136,100	年 9.4	3.7	円 316,625	年 8.9	0.7	円 164,087	年 5.5
5 事務職員	0.6	円 254,014	年 14.3	0.3	円 137,154	年 7.9	0.0	円 186,806	年 4.2	0.0	円 111,796	年 1.4
6 教育補助者(幼稚園教諭免許を有しない者)	0.1	円 238,661	年 10.6	0.2	円 118,021	年 3.4	0.1	円 186,866	年 3.7	0.0	円 127,881	年 2.6
7 バス運転手	0.4	円 229,989	年 11.1	0.3	円 153,180	年 5.8	-	-	-	0.0	円 140,000	年 2.8
8 調理員	0.1	円 117,148	年 12.0	0.1	円 129,945	年 9.7	0.1	円 236,608	年 14.6	0.0	円 128,100	年 3.0
9 療育支援補助者	-	-	-	0.0	円 100,000	年 1.0	0.0	円 130,330	年 5.1	0.1	円 141,324	年 7.3
10 栄養教諭・学校栄養職員・栄養士	0.0	円 248,241	年 1.0	-	-	-	0.0	円 635,105	年 29.0	-	-	-
11 養護教諭・養護助教諭	-	-	-	-	-	-	0.1	円 273,931	年 7.2	0.0	円 322,438	年 17.5
12 その他	0.1	円 256,100	年 12.7	0.0	円 129,224	年 0.8	0.2	円 223,550	年 7.3	0.1	円 146,835	年 4.8
合計	9.7	円 279,499	年 12.4	2.2	円 136,129	年 8.0	5.6	円 358,959	年 13.1	1.1	円 167,037	年 6.1
施設数	45か所						138か所					

「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。なお換算人員の平均が0.1人未満である場合は、「0.0人」としている。

「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみが調査対象であり、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要(有効回答数(45か所)の属性：平均利用定員111人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

< 認定こども園 >

職種	私立						公立					
	常勤			非常勤			常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり 給与月額	平均 勤続 年数	換算人員	1人当たり 給与月額	平均 勤続 年数	換算人員	1人当たり 給与月額	平均 勤続 年数	換算人員	1人当たり 給与月額	平均 勤続 年数
1 園長(施設長)	1.0	円 450,212	年 24.9	0.0	円 355,399	年 26.0	0.9	円 527,341	年 24.2	0.0	-	-
2 副園長・教頭	0.6	370,806	23.0	0.0	284,376	5.0	0.4	358,468	29.2	0.0	-	-
3 保育教諭・助保育教諭・講師等	11.0	249,696	9.0	2.2	160,331	6.2	13.6	264,328	12.9	1.8	164,089	2.4
4 主幹保育教諭・指導保育教諭等	1.1	314,730	16.6	0.0	162,063	10.9	0.6	476,424	23.5	0.0	-	-
5 調理員	0.5	223,351	6.8	0.5	153,243	2.6	1.0	243,987	18.7	0.4	190,396	1.9
6 栄養教諭・栄養士(5に含まれる者を除く)	0.2	245,896	5.0	0.0	167,544	9.0	0.2	213,284	6.7	0.0	175,516	7.2
7 事務職員	1.1	291,901	10.9	0.2	172,210	8.5	0.7	298,483	12.4	0.0	129,029	3.0
8 その他	0.7	251,278	7.8	0.7	158,044	7.7	1.8	191,872	6.5	0.4	144,629	4.8
合計	16.3	272,782	11.0	3.8	163,031	6.4	19.0	278,294	13.7	3.2	159,513	3.7
施設数	90か所						12か所					

「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。

「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

< 地域型保育事業 家庭的保育事業 >

職種	私立					
	常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり 給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり 給与月額	平均勤続年数
1 家庭的保育者	2.5	円 268,126	年 7.0	0.1	円 128,554	年 4.2
2 家庭的保育補助者	0.2	231,273	8.7	0.9	151,774	4.3
3 調理員	0.1	152,917	1.6	0.1	125,121	3.2
4 栄養士(3に含まれるものを除く)	-	-	-	-	-	-
5 事務職員	-	-	-	0.0	90,000	5.0
6 その他	-	-	-	-	-	-
合計	2.7	262,765	7.0	1.1	147,303	4.2
施設数	69か所					

「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。なお換算人員の平均が0.1人未満である場合は、「0.0人」としている。

「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与。常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

< 地域型保育事業 - 1小規模保育事業(A型) >

職種	私立					
	常勤			非常勤		
	換算人員	1人当たり 給与月額	平均勤続年数	換算人員	1人当たり 給与月額	平均勤続年数
	人	円	年	人	円	年
1 管理者	0.7	340,680	10.8	0.0	219,726	21.0
2 保育士	3.7	238,724	7.0	1.4	166,492	5.0
3 保育従事者(資格を有していない者)	0.0	179,592	1.1	0.1	172,662	3.9
4 調理員	0.3	204,047	3.8	0.3	148,271	3.9
5 栄養士(4に含まれる者を除く)	0.1	215,077	1.4	0.0	173,062	4.8
6 看護師(保健師・助産師)、准看護師	0.0	310,738	42.0	0.0	179,331	2.0
7 うち、保育業務従事者	0.0	310,738	42.0	0.0	179,331	2.0
8 事務職員	0.1	238,917	12.5	0.0	166,990	0.7
9 その他	-	-	-	0.0	170,410	4.1
合計	4.9	251,366	7.5	1.9	165,714	5.0
施設数	82か所					

「換算人員」は、職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値。なお換算人員の平均が0.1人未満である場合は、「0.0人」としている。

「1人当たり給与月額」の金額は、平成28年3月分の月額給与、常勤職員の給与には、月額給与の他、平成27年度分の賞与の1/12が含まれる。

「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

「平均勤続年数」は、現に勤務している施設だけでなく、過去に勤務していた保育所等における勤続年数も含めて算定。

(3) 職種別配置の状況

< 保育所 >

職種	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
		人	人	人	人	人
1 施設長	-	1.0	0.0	-	1.0	0.0
2 主任保育士	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0
3 保育士	13.0	13.4	3.0	9.5	11.9	2.8
4 保育補助者(資格を有していない者)	-	0.2	0.7	-	0.2	1.0
5 調理員	2.0	1.4	0.7	2.0	1.6	0.7
6 栄養士(5に含まれる者を除く)	-	0.6	0.0	-	0.2	0.0
7 看護師(保健師・助産師)、准看護師	-	0.3	0.1	-	0.3	0.1
8 うち、保育業務従事者	-	0.2	0.1	-	0.1	0.0
9 事務職員	1.0	0.6	0.2	0.7	0.1	0.0
10 その他	-	0.3	0.3	-	0.4	0.2
合計	-	18.8	5.0	-	16.7	5.0
施設数	1,693か所			529か所		
平均利用定員	99人			95人		
平均利用子ども数	101人			90人		

「公定価格基準のみの配置状況」……公定価格上の職員配置状況(基本分)。保育士については、年齢別配置基準により配置される保育士数。

ただし、3歳児配置改善加算及び主任保育士専任加算が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育士の数。なお、公立保育所については、回答のあった施設について上記の基準に基づき算定された必要な職員数。

「実際の配置状況」……公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」……常勤職員以外の従事者。

表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

< 幼稚園 >

職種	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 園長	1.0	0.8	0.1	1.0	0.8	0.1
2 副園長・教頭	-	0.6	0.0	-	0.3	0.0
3 主幹教諭(指導教諭を含む)	1.0	0.4	0.0	1.0	0.3	0.0
4 教諭・助教諭・講師等	7.2	6.4	1.1	3.6	3.9	1.0
5 事務職員	1.8	0.7	0.2	1.7	0.0	0.1
6 教員補助者(幼稚園教諭免許状を有しない者)	-	0.1	0.3	-	0.1	0.2
7 バス運転手	-	0.5	0.4	-	0.0	0.0
8 調理員	-	0.1	0.1	-	0.1	0.0
9 療育支援補助者	-	0.0	0.0	-	0.1	0.3
10 栄養教諭・学校栄養職員・栄養士	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
11 養護教諭・養護助教諭	-	0.0	0.0	-	0.1	0.0
12 その他	-	0.3	0.1	-	0.5	0.2
合計	-	10.0	2.3	-	6.1	1.9
施設数	98か所			491か所		
平均利用定員	117人			93人		
平均利用子ども数	113人			62人		

「公定価格基準のみの配置状況」…公定価格上の職員配置状況(基本分)。教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。
ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算、主幹教諭等専任加算又はチーム保育加配加算が適用される場合は、当該加算の適用に必要な教諭等の数。

なお、公立幼稚園については、回答のあった施設について上記の基準に基づき算定された必要な職員数。

「実際の配置状況」…公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

「常勤」…施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」…常勤職員以外の従事者。

表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみが調査対象であり、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要(有効回答数(98か所)の属性:平均利用定員117人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

< 認定こども園 >

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 園長(施設長)	1.0	1.0	0.0
2 副園長・教頭	-	0.7	0.0
3 保育教諭・助保育教諭・講師等	11.7	11.3	2.4
4 主幹保育教諭・指導保育教諭等	2.0	1.3	0.0
5 調理員	2.5	0.6	0.8
6 栄養教諭・栄養士(5に含まれる者を除く)	-	0.4	0.0
7 事務職員	2.3	1.0	0.2
8 その他	-	0.7	1.0
合計	-	16.9	4.5
施設数	300か所		
平均利用定員	138人		
平均利用子ども数	135人		

「公定価格基準のみの配置状況」…公定価格上の職員配置状況(基本分)。保育教諭等については、年齢別配置基準により配置される数。

ただし、3歳児配置改善加算、満3歳児対応加配加算又はチーム保育加配加算が適用される場合は、当該加算の適用に必要な保育教諭等の数。

「実際の配置状況」…公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

「常勤」…施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」…常勤職員以外の従事者。

表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

< 地域型保育事業 家庭的保育事業 >

職種	私立			公立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 家庭的保育者	1.0	1.0	0.1	1.0	1.1	0.0
2 家庭的保育補助者	1.2	0.2	1.3	0.8	0.2	1.0
3 調理員	1.0	0.1	0.3	1.0	0.0	0.4
4 栄養士(3に含まれるものを除く)	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
5 事務職員	0.6	0.0	0.1	0.6	0.0	0.0
6 その他	-	0.0	0.1	-	0.0	0.4
合計	-	1.3	1.9	-	1.3	1.8
施設数	132か所			44か所		
平均利用定員	4人			4人		
平均利用子ども数	4人			4人		

「公定価格基準のみの配置状況」…公定価格上の職員配置状況(基本分)。

なお、公立事業所については、回答のあった施設について利用子ども数に基づき算定された必要な職員数。

「実際の配置状況」…公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

「常勤」…施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」…常勤職員以外の従事者。

表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

< 地域型保育事業 小規模保育事業 >

職種	A型 私立			B型 私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況		公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置状況	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 管理者	-	0.8	0.0	-	0.8	0.0
2 保育士	4.5	3.6	1.8	3.5	2.8	1.1
3 保育従事者 (資格を有していない者)	-	0.1	0.1	1.2	0.8	0.7
4 調理員	1.0	0.2	0.5	1.0	0.3	0.4
5 栄養士 (4に含まれる者を除く)	-	0.1	0.1	-	0.0	0.1
6 看護師(保健師・助産師)、 准看護師	-	0.0	0.1	-	0.1	0.0
7 うち、保育業務従事者	-	0.0	0.0	-	0.0	0.0
8 事務職員	0.6	0.1	0.1	0.6	0.1	0.1
9 その他	-	0.0	0.0	-	0.0	0.1
合計	-	5.0	2.8	-	5.0	2.6
施設数	207か所			80か所		
平均利用定員	15人			14人		
平均利用子ども数	15人			14人		

「公定価格基準のみの配置状況」…公定価格上の職員配置状況(基本分)。保育士については、年齢別配置基準により配置される数。

「実際の配置状況」…公定価格や地方単独補助、各種加算等により配置している職員を含めた配置状況。

「常勤」…施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。ただし、1日6時間以上月20日以上勤務している非常勤職員は「常勤」に含めて計上。

「非常勤」…常勤職員以外の従事者。

表中の人数は、すべて常勤換算後の人数(職員が勤務した1週間の勤務時間を、施設が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)で除した数値)。

(4) 職種別職員の賃金改善状況

< 保育所 >

【私立保育所】

職種	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成25年3月	平成28年3月	改善額	改善率	平成24年度	平成27年度	改善額	改善率	平成24年度	平成27年度	改善額	改善率
1 施設長	883	60.1	27.5	419,738	438,472	18,735	4.5%	1,332,757	1,504,749	171,992	12.9%	530,801	563,868	33,067	6.2%
2 保育士	9,499	36.0	12.2	209,530	228,670	19,140	9.1%	588,670	800,912	212,241	36.1%	258,586	295,412	36,827	14.2%
3 主任保育士	863	49.8	25.1	297,916	322,978	25,062	8.4%	938,528	1,171,053	232,525	24.8%	376,127	420,566	44,439	11.8%
4 保育補助者 (資格を有していない者)	56	50.5	9.5	152,537	160,054	7,517	4.9%	189,455	327,210	137,754	72.7%	168,325	187,322	18,997	11.3%
5 調理員	796	44.9	12.4	198,201	214,827	16,625	8.4%	582,554	759,129	176,575	30.3%	246,748	278,087	31,340	12.7%
6 栄養士 (4に含まれる者を除く)	335	36.5	11.3	216,021	237,263	21,242	9.8%	678,568	876,889	198,322	29.2%	272,568	310,337	37,769	13.9%
7 看護師(保健師・助産師)、 准看護師	181	46.6	14.4	257,474	273,600	16,126	6.3%	761,683	941,687	180,003	23.6%	320,948	352,074	31,127	9.7%
8 事務職員	422	49.0	13.3	240,536	260,667	20,131	8.4%	772,081	972,652	200,571	26.0%	304,877	341,722	36,845	12.1%
9 その他	137	55.5	16.2	257,248	279,582	22,333	8.7%	678,248	815,103	136,855	20.2%	313,769	347,507	33,738	10.8%
計	13,172	40.1	14.3	232,097	251,467	19,370	8.3%	676,109	882,048	205,939	30.5%	288,439	324,971	36,532	12.7%

平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
平成25年3月末日及び平成28年3月末日のとも勤務している職員のみとの給与の増減を計上。
「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。
「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

【参考: 公立保育所】

職種	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	公立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成25年3月	平成28年3月	改善額	改善率	平成24年度	平成27年度	改善額	改善率	平成24年度	平成27年度	改善額	改善率
1 施設長	35	57.4	28.4	373,881	405,236	31,355	8.4%	1,039,642	1,254,989	215,346	20.7%	460,518	509,819	49,301	10.7%
2 保育士	406	35.9	11.5	203,326	224,194	20,868	10.3%	421,096	578,027	156,931	37.3%	238,417	272,363	33,946	14.2%
3 主任保育士	44	44.9	20.9	285,403	308,065	22,662	7.9%	887,553	1,079,976	192,423	21.7%	359,366	398,063	38,697	10.8%
4 保育補助者 (資格を有していない者)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
5 調理員	22	42.5	11.5	180,966	196,434	15,468	8.5%	322,042	542,989	220,947	68.6%	207,803	241,683	33,881	16.3%
6 栄養士 (4に含まれる者を除く)	15	34.6	9.3	207,599	230,807	23,208	11.2%	395,534	622,695	227,161	57.4%	240,560	282,698	42,138	17.5%
7 看護師(保健師・助産師)、 准看護師	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
8 事務職員	17	47.6	15.4	282,400	298,861	16,461	5.8%	191,303	359,728	168,425	88.0%	298,342	328,838	30,496	10.2%
9 その他	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
計	539	39.2	13.8	224,593	245,623	21,030	9.4%	486,734	654,623	167,889	34.5%	265,154	300,175	35,021	13.2%

平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
平成25年3月末日及び平成28年3月末日のとも勤務している職員のみとの給与の増減を計上。
「基本給及び手当」は平成25年3月分及び平成28年3月分の支給額。
「一時金」は平成24年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

< 幼稚園 >
[私立幼稚園]

職種	集計 人数	平均 年齢	平均勤 続年数	私立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成27年 3月	平成28年 3月	改善額	改善率	平成26年 度	平成27年 度	改善額	改善率	平成26年 度	平成27年 度	改善額	改善率
1 園長	94	60.5	32.2	334,548	348,443	13,895	4.2%	864,451	1,087,950	223,498	25.9%	406,585	439,105	32,520	8.0%
2 副園長	40	53.4	24.9	292,580	312,207	19,627	6.7%	660,370	857,422	197,052	29.8%	347,611	383,659	36,048	10.4%
3 主幹教諭	33	44.4	20.6	243,434	255,735	12,301	5.1%	612,660	820,981	208,321	34.0%	294,489	324,150	29,661	10.1%
4 指導教諭	16	37.7	12.7	244,576	255,478	10,902	4.5%	645,850	805,530	159,680	24.7%	298,396	322,605	24,209	8.1%
5 教諭	433	30.8	8.6	194,300	206,389	12,089	6.2%	469,610	638,206	168,597	35.9%	233,434	259,573	26,139	11.2%
6 事務職員	66	52.9	17.1	213,729	227,126	13,397	6.3%	417,640	588,796	171,156	41.0%	248,532	276,193	27,660	11.1%
7 幼稚園教諭免許状を 有する教育補助者	14	49.7	10.1	94,107	93,494	-613	-0.7%	11,903	27,167	15,264	128.2%	95,099	95,758	659	0.7%
8 バス運転手	40	60.9	8.2	180,913	182,696	1,782	1.0%	141,022	211,554	70,532	50.0%	192,665	200,325	7,660	4.0%
計	780	41.4	13.8	214,767	226,450	11,683	5.4%	489,797	653,957	164,159	33.5%	255,583	280,946	25,363	9.9%

平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。
「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。
「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

私立幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園のみが調査対象であり、小規模園や都市部以外に所在する園の占める割合が高い点に留意が必要(有効回答数(109か所)の属性：平均利用定員105人、地域手当の設定がない「その他地域」が半数程度)。

[参考: 公立幼稚園]

職種	集計 人数	平均 年齢	平均勤 続年数	公立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成27年 3月	平成28年 3月	改善額	改善率	平成26年 度	平成27年 度	改善額	改善率	平成26年 度	平成27年 度	改善額	改善率
1 園長	188	57.7	30.6	385,161	386,699	1,538	0.4%	1,374,664	1,388,182	13,519	1.0%	499,716	502,381	2,665	0.5%
2 副園長	20	49.3	28.9	416,973	416,650	-323	-0.1%	1,479,366	1,512,613	33,248	2.2%	540,253	542,701	2,448	0.5%
3 主幹教諭	52	48.0	25.0	377,842	387,270	9,428	2.5%	1,376,598	1,452,431	75,833	5.5%	492,559	508,305	15,747	3.2%
4 指導教諭	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
5 教諭	613	38.7	15.0	309,085	315,357	6,272	2.0%	1,065,471	1,154,789	89,318	8.4%	397,874	411,590	13,715	3.4%
6 事務職員	12	43.5	12.0	162,665	166,225	3,560	2.2%	59,107	79,380	20,272	34.3%	167,591	172,840	5,250	3.1%
7 幼稚園教諭免許状を 有する教育補助者	11	40.9	6.8	150,979	153,843	2,864	1.9%	15,181	15,379	199	1.3%	152,244	155,125	2,881	1.9%
8 バス運転手	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
計	1,157	44.6	18.2	303,431	308,078	4,647	1.5%	1,007,747	1,074,694	66,947	6.6%	387,410	397,636	10,226	2.6%

平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。
「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。
「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

< 認定こども園 >
 [私立認定こども園]

職種	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成27年3月 又は 平成25年3月	平成28年 3月	改善額	改善率	平成27年度 又は 平成24年度	平成27年 度	改善額	改善率	平成27年度 又は 平成24年度	平成27年 度	改善額	改善率
1 園長(施設長)	人	歳	年	円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2 副園長	120	55.6	28.9	296,013	309,068	13,055	4.4%	902,277	1,115,124	212,847	23.6%	371,202	401,995	30,792	8.3%
3 教頭	36	45.4	19.9	225,624	247,521	21,897	9.7%	810,164	1,026,919	216,756	26.8%	293,137	333,097	39,960	13.6%
4 主幹保育教諭	116	47.5	20.6	233,957	256,185	22,228	9.5%	623,715	834,294	210,580	33.8%	285,933	325,709	39,776	13.9%
5 指導保育教諭	26	30.4	8.4	222,900	230,293	7,393	3.3%	562,735	788,974	226,239	40.2%	269,795	296,041	26,246	9.7%
6 主幹教諭	36	45.7	21.5	239,331	259,869	20,539	8.6%	629,573	803,581	174,008	27.6%	291,795	326,834	35,039	12.0%
7 主任保育士	20	49.4	23.4	251,916	270,041	18,126	7.2%	639,297	732,138	92,841	14.5%	305,190	331,053	25,862	8.5%
8 保育教諭	1,241	32.5	9.0	189,439	204,543	15,104	8.0%	505,139	632,793	127,654	25.3%	231,534	257,276	25,742	11.1%
9 教諭	398	31.9	9.0	211,826	225,478	13,652	6.4%	580,891	756,328	175,437	30.2%	260,234	288,506	28,272	10.9%
10 保育士	165	34.7	10.4	193,150	215,088	21,938	11.4%	423,243	517,944	94,701	22.4%	228,420	258,250	29,829	13.1%
11 教育補助者	20	41.1	9.7	178,071	190,715	12,644	7.1%	321,837	353,347	31,510	9.8%	204,891	220,161	15,270	7.5%
12 バス運転手	110	60.1	9.9	181,295	194,427	13,131	7.2%	401,615	494,529	92,914	23.1%	214,763	235,637	20,874	9.7%
13 調理員	142	45.4	9.9	162,221	169,921	7,700	4.7%	402,840	511,154	108,314	26.9%	195,791	212,518	16,726	8.5%
14 栄養士(主に栄養の指導等に従事する者)	44	34.9	7.3	194,650	200,612	5,962	3.1%	494,125	679,669	185,544	37.6%	235,827	257,251	21,424	9.1%
15 看護師(保健師、助産師)、准看護師	25	44.4	10.5	194,349	203,594	9,245	4.8%	342,141	514,898	172,757	50.5%	222,860	246,502	23,642	10.6%
16 事務職員	192	48.3	12.9	215,418	230,462	15,044	7.0%	596,233	748,353	152,120	25.5%	265,105	292,825	27,720	10.5%
17 その他	32	56.7	12.2	140,935	145,070	4,135	2.9%	212,927	293,299	80,372	37.7%	158,679	169,512	10,833	6.8%
計	2,996	40.0	12.6	215,147	230,162	15,015	7.0%	576,008	725,937	149,929	26.0%	263,147	290,657	27,509	10.5%

平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
 平成27年3月末日(保育所型認定こども園は平成25年3月末日)及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみとの給与の増減を計上。
 「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。
 「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

[参考: 公立認定こども園]

職種	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	公立(常勤+非常勤)											
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」			
				平成27年3月 又は 平成25年3月	平成28年 3月	改善額	改善率	平成27年度 又は 平成24年度	平成27年 度	改善額	改善率	平成27年度 又は 平成24年度	平成27年 度	改善額	改善率
1 園長(施設長)	人	歳	年	円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
2 副園長	37	47.0	21.9	322,817	325,178	2,360	0.7%	1,092,525	1,161,804	69,279	6.3%	413,861	421,995	8,134	2.0%
3 教頭	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
4 主幹保育教諭	12	50.8	29.5	345,485	345,486	2	0.0%	1,441,337	1,462,892	21,555	1.5%	465,596	467,394	1,798	0.4%
5 指導保育教諭	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
6 主幹教諭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7 主任保育士	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8 保育教諭	55	37.6	8.8	203,358	208,044	4,686	2.3%	348,758	403,542	54,783	15.7%	232,421	241,673	9,251	4.0%
9 教諭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10 保育士	22	40.2	12.8	219,837	222,383	2,546	1.2%	288,883	290,502	1,620	0.6%	243,911	246,592	2,681	1.1%
11 教育補助者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
12 バス運転手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13 調理員	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
14 栄養士(主に栄養の指導等に従事する者)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
15 看護師(保健師、助産師)、准看護師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
16 事務職員	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
17 その他	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
計	159	42.9	16.1	257,584	260,011	2,428	0.9%	658,051	700,352	42,301	6.4%	312,421	318,374	5,953	1.9%

平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
 平成27年3月末日(保育所型認定こども園は平成25年3月末日)及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみとの給与の増減を計上。
 「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。
 「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

< 地域型保育事業 家庭的保育事業・小規模保育事業 > (私立事業所)

職種	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立(常勤+非常勤)												
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」				
				平成27年3月	平成28年3月	改善額	改善率	平成26年度	平成27年度	改善額	改善率	平成26年度	平成27年度	改善額	改善率	
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%					
家庭的保育	1 家庭的保育者	55	53.5	15.8	219,819	315,322	95,503	43.4%	122,160	281,659	159,499	130.6%	229,999	338,793	108,794	47.3%
	2 家庭的保育補助者	21	51.3	9.4	70,942	86,016	15,074	21.2%	28,571	145,087	116,515	407.8%	73,323	98,107	24,784	33.8%
	上記職種を含む計	86	54.2	14.6	175,498	247,026	71,529	40.8%	102,149	266,687	164,538	161.1%	184,010	269,250	85,240	46.3%
小規模A型	1 管理者	34	50.9	13.1	236,372	277,198	40,826	17.3%	294,124	528,595	234,471	79.7%	260,882	321,248	60,365	23.1%
	2 保育士	109	36.6	7.6	178,885	199,521	20,636	11.5%	241,849	436,613	194,764	80.5%	199,039	235,906	36,866	18.5%
	3 保育従事者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	上記職種を含む計	183	40.9	8.8	187,272	211,865	24,593	13.1%	242,732	440,667	197,935	81.5%	207,500	248,588	41,088	19.8%
小規模B型	1 管理者	26	51.5	15.6	239,772	280,712	40,940	17.1%	324,315	539,676	215,361	66.4%	266,798	325,685	58,887	22.1%
	2 保育士	76	41.0	10.4	182,456	199,881	17,425	9.6%	188,099	393,092	204,993	109.0%	198,131	232,639	34,508	17.4%
	3 保育従事者	12	39.9	5.1	132,303	147,125	14,822	11.2%	116,979	273,872	156,892	134.1%	142,052	169,947	27,896	19.6%
	上記職種を含む計	135	43.9	11.7	190,414	212,202	21,789	11.4%	206,633	416,783	210,150	101.7%	207,633	246,934	39,301	18.9%
小規模C型	1 管理者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	2 家庭的保育者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	3 家庭的保育補助者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記職種を含む計	13	50.4	13.0	247,609	238,774	-8,835	-3.6%	179,834	637,117	457,284	254.3%	262,595	291,867	29,272	11.1%

平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
 平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。
 「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。
 「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

< 地域型保育事業 事業所内保育事業 > (私立事業所)

職種	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	私立(常勤+非常勤)												
				基本給及び手当				一時金				「基本給及び手当」+「一時金の1/12」				
				平成27年3月	平成28年3月	改善額	改善率	平成26年度	平成27年度	改善額	改善率	平成26年度	平成27年度	改善額	改善率	
円	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%					
事業所A型適用	1 管理者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	2 保育士	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	3 保育従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記職種を含む計	11	39.7	9.3	199,868	223,549	23,681	11.8%	343,026	446,120	103,094	30.1%	228,453	260,726	32,272	14.1%
事業所B型適用	1 管理者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	2 保育士	12	41.7	10.1	234,945	241,235	6,290	2.7%	137,988	183,958	45,971	33.3%	246,444	256,565	10,121	4.1%
	3 保育従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記職種を含む計	17	43.4	8.3	230,178	248,435	18,257	7.9%	142,488	195,077	52,589	36.9%	242,052	264,692	22,639	9.4%
事業所20人以上	1 管理者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	2 保育士	54	38.2	10.8	197,507	204,104	6,597	3.3%	455,265	513,504	58,239	12.8%	235,446	246,896	11,451	4.9%
	3 保育従事者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	上記職種を含む計	73	41.5	12.0	214,695	222,012	7,317	3.4%	504,268	562,266	57,998	11.5%	256,717	268,867	12,150	4.7%

平成27年度に処遇改善等加算(賃金改善要件分)を適用している施設が対象。
 平成27年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。
 「基本給及び手当」は平成27年3月分及び平成28年3月分の支給額。
 「一時金」は平成26年度及び平成27年度の1年度間に支給した合計額。

平成28年度 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る実態調査の集計結果概要について

1. 調査の概要

(1) 目的

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等の記載を踏まえ、これまで行ってきた処遇改善策の効果の検証や放課後児童クラブの給与実態等を把握するため、調査を実施。

(2) 調査対象

放課後児童クラブ

(3) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

※放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施クラブは、全クラブを対象

(4) 回収状況

	調査票配布数	回収数	回収率
公立公営	1,806	572	31.7%
公立民営	2,676	983	36.7%
民立民営	2,308	966	41.9%
総数	6,790	2,521	37.1%

※放課後児童クラブの職員の給与等の状況は、平成28年3月時点で調査
職員給与の年度間比較は、平成25年度末と平成27年度末ともに在籍している職員の賃金の状況について調査

(5) 調査項目

- ①放課後児童クラブの収支の状況
- ②放課後児童クラブの職員の給与の状況・職員配置状況
- ③放課後児童クラブ(処遇改善事業の実施クラブ)の職員給与の年度間比較 等

1

2. 結果の概要

(1) 収支状況等

- 公立民営では、支出のうち人件費が占める割合が7割以上、民立民営では、支出のうち人件費が占める割合が6割以上となっている。
- 公立民営では収支差額が6.1%、民立民営では収支差額が4%となっている。

〔 * 収益額の中には、利用料等も含まれる
* 収益額全体に占める利用料等の割合: 公立民営 31.6% 民立民営 40.4% 〕

<放課後児童クラブ>

科目	公立公営			公立民営			民立民営		
	金額	構成割合	%	金額	構成割合	%	金額	構成割合	%
I サービス活動増減による収益	1 放課後児童健全育成事業にかかる収益	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—
	(1) 補助金もしくは委託料	6,736	—	13,068	—	12,937	—	12,937	—
	(2) 利用者による利用料等	3,608	—	8,607	—	7,186	—	7,186	—
	ア うち、利用料に係る分(月謝・年会費・入会金等)	2,985	—	4,183	—	5,368	—	5,368	—
	イ その他の利用料(おやつ代、保険料、行事代等)	2,608	—	3,738	—	4,687	—	4,687	—
	(3) その他の事業収益	377	—	445	—	681	—	681	—
	143	—	278	—	382	—	382	—	
	2 寄付金	0	—	15	—	28	—	28	—
	3 その他収益	223	—	166	—	320	—	320	—
	II サービス活動外増減による収益	0	—	2	—	3	—	3	—
III 特別増減による収益	0	—	7	—	26	—	26	—	
IV サービス活動増減による費用	1 人件費	6,541	94.0%	9,446	71.3%	8,831	66.5%	8,831	66.5%
	2 事業費・事務費	1,232	17.7%	2,630	19.9%	3,403	25.6%	3,403	25.6%
	3 減価償却費	11	0.2%	8	0.1%	58	0.4%	58	0.4%
	4 その他の費用	52	0.8%	359	2.7%	458	3.4%	458	3.4%
	V サービス活動外増減による費用	0	—	7	—	4	—	4	—
	VI 特別増減による費用	0	—	48	—	135	—	135	—
①収益計(I)	6,959	—	13,249	100.0%	13,285	100.0%	13,285	100.0%	
②支出計(IV)	7,837	—	12,444	93.9%	12,750	96.0%	12,750	96.0%	
③収支差額(①-②)	-877	—	805	6.1%	535	4.0%	535	4.0%	
④事業所数	158 箇所		499 箇所		638 箇所		638 箇所		
⑤平均登録児童数	45.8 人		49.6 人		41.7 人		41.7 人		

構成割合は、収益計()に対する割合。
公立公営については事業所ごとの会計処理が行われていない場合があり、収支を把握することは難しいことに留意が必要。

2

(2)職種別職員1人当たり給与額

【月給で支払われる者】

○ 全体では、放課後児童クラブに従事する職員の1人当たり給与(手当・一時金込)は、年額で270.3万円(平均勤続年数8.3年)となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					民立民営					
	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	
	人	歳	年	か月	千円	人	歳	年	か月	千円	人	歳	年	か月	千円	人	歳	年	か月	千円	
全体	1,834	42.8	8.3	12	2,703	408	47.8	8.3	12	2,315	672	41.6	7.8	12	2,759	754	41.1	8.8	12	2,862	
常勤	1 放課後児童支援員	1,504	41.9	8.4	12	2,817	241	46.9	7.7	12	2,441	607	41.6	8.1	12	2,825	656	40.4	9.0	12	2,947
	2 補助員	94	38.8	4.4	12	2,389	16	43.4	6.4	12	2,317	39	34.7	2.7	12	2,367	39	40.9	5.2	12	2,440
	3 その他	30	51.3	10.1	12	3,545	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	49.0	10.1	12	3,447
非常勤	1 放課後児童支援員	170	49.5	9.6	12	2,041	141	49.7	9.8	12	2,124	12	48.8	8.0	12	1,660	17	48.9	8.8	12	1,621
	2 補助員	23	44.8	4.4	12	1,453	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	44.1	5.5	12	1,496	
	3 その他	13	58.8	7.8	12	688	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。
 ※「年間支給額」は、平成28年3月分の月額給与及び手当の12倍と、平成27年度分の一時金を加えた金額。
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。
 ※「平均勤続年数」は、現に勤務している放課後児童クラブだけでなく、過去に勤務していた放課後児童クラブにおける勤続年数も含めて算定。
 ※「集計人数」は、内訳の集計に必要なデータが揃っているものの集計であるため、合計と一致しない。

【時給で支払われる者】

○ 全体では、放課後児童クラブに従事する職員の1人当たり給与(手当・一時金込)は、年額で76.2万円(平均勤続年数4.6年)となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					民立民営					
	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	集計人数	平均年齢	平均勤続年数	年間勤務量	年間支給額	
	人	歳	年	時間	千円	人	歳	年	時間	千円	人	歳	年	時間	千円	人	歳	年	時間	千円	
全体	3,544	48.0	4.6	744	762	1,094	48.8	4.9	737	764	1,554	49.6	4.8	788	809	896	44.2	3.8	676	681	
常勤	1 放課後児童支援員	355	48.8	6.1	1,175	1,259	79	51.5	7.5	1,225	1,315	181	48.3	6.0	1,236	1,337	95	47.5	5.3	1,017	1,067
	2 補助員	175	47.3	3.5	934	920	26	44.1	5.7	1,065	1,100	85	50.3	3.4	1,003	996	64	44.6	2.8	789	752
	3 その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常勤	1 放課後児童支援員	1,106	51.5	5.6	882	941	363	52.7	5.7	948	1,003	548	52.5	5.4	832	899	195	46.6	5.8	898	953
	2 補助員	1,826	45.8	3.8	570	560	621	46.3	4.0	541	549	712	48.0	4.2	623	597	493	42.2	3.1	528	516
	3 その他	74	44.1	2.3	467	478	-	-	-	-	-	28	39.7	2.2	585	585	43	46.6	2.3	407	419

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。
 ※「年間支給額」は、平成28年3月分の時給額に属性別の年間勤務量を乗じた金額と、手当の12倍及び平成27年度分の一時金を加えた金額。
 ※「常勤」……施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者。
 ※「非常勤」……常勤職員以外の従事者。
 ※「平均勤続年数」は、現に勤務している放課後児童クラブだけでなく、過去に勤務していた放課後児童クラブにおける勤続年数も含めて算定。
 ※「集計人数」は、内訳の集計に必要なデータが揃っているものの集計であるため、合計と一致しない。

(3)職員別配置の状況

○全体では、1支援単位あたり放課後児童支援員2.2人、補助員0.9人(全体で3.2人)の配置となっている。

<放課後児童クラブ>

職種	全体					公立公営					公立民営					民立民営				
	集計 単位数	人数計	うち非常勤			集計 単位数	人数計	うち非常勤			集計 単位数	人数計	うち非常勤			集計 単位数	人数計	うち非常勤		
			うち 常勤	実人数	常勤 換算数			うち 常勤	実人数	常勤 換算数			うち 常勤	実人数	常勤 換算数			うち 常勤	実人数	常勤 換算数
1 放課後児童支援員	2,694	2.2	1.6	1.1	0.6	656	2.2	1.4	1.4	0.9	1,040	2.2	1.6	1.0	0.6	998	2.2	1.7	0.9	0.5
2 補助員	2,694	0.9	0.3	1.3	0.6	656	0.9	0.4	1.2	0.6	1,040	0.9	0.2	1.4	0.7	998	0.9	0.3	1.3	0.6
3 その他	2,694	0.1	0.0	0.1	0.0	656	0.0	0.0	0.0	0.0	1,040	0.1	0.0	0.1	0.0	998	0.1	0.0	0.2	0.1
合計	2,694	3.2	1.9	2.5	1.3	656	3.2	1.7	2.6	1.5	1,040	3.1	1.8	2.6	1.3	998	3.2	2.0	2.5	1.1

(4)処遇改善事業の実施クラブにおける職種別職員の平成25年度と平成27年度の給与比較【月給で支払われる者】

○全体では、年間支給額の改善率は、18.1%となっている。

*常勤の放課後児童支援員以外は集計人数が10人未満となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					民立民営					
	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	
全体	359	2,710	3,200	489	18.1%	21	2,370	2,507	138	5.8%	152	2,554	3,143	589	23.1%	186	2,877	3,325	448	15.6%	
常勤	1 放課後児童支援員	339	2,737	3,243	506	18.5%	20	2,426	2,554	128	5.3%	147	2,583	3,185	601	23.3%	172	2,905	3,374	469	16.1%
	2 補助員	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 その他	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非常勤	1 放課後児童支援員	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 補助員	0	-	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
	3 その他	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。

※平成27年度に放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施している放課後児童クラブが対象。

※平成26年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。

※金額は、平成26(28)年3月分の月額給与及び手当の12倍と、平成25(27)年度分の一時金を加えた年間支給額。

【時給で支払われる者】

○全体では、年間支給額の改善率は、11.1%となっている。

<放課後児童クラブ>

	全体					公立公営					公立民営					民立民営					
	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	集計 人数	平成25年 度	平成27年 度	差額 (増加分)	改善率	
	人	千円	千円	千円	%	人	千円	千円	千円	%	人	千円	千円	千円	%	人	千円	千円	千円	千円	%
全体	454	863	958	96	11.1%	18	1,126	1,189	63	5.6%	317	882	973	91	10.3%	119	775	889	114	14.7%	
常勤	1 放課後児童支援員	69	1,185	1,312	127	10.8%	15	1,216	1,283	67	5.5%	31	1,295	1,476	181	14.0%	23	1,019	1,113	95	9.3%
	2 補助員	18	1,034	1,195	161	15.6%	0	-	-	-	-	14	1,073	1,265	192	17.9%	-	-	-	-	-
	3 その他	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
非常勤	1 放課後児童支援員	225	920	1,023	103	11.2%	-	-	-	-	-	180	927	1,016	89	9.6%	43	881	1,045	164	18.6%
	2 補助員	140	608	670	62	10.1%	-	-	-	-	-	91	628	676	48	7.6%	48	579	667	89	15.3%
	3 その他	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※集計人数が1桁の場合は「-」としている。

※平成27年度に放課後児童支援員等処遇改善等事業を実施している放課後児童クラブが対象。

※平成26年3月末日及び平成28年3月末日のともに勤務している職員のみ給与の増減を計上。

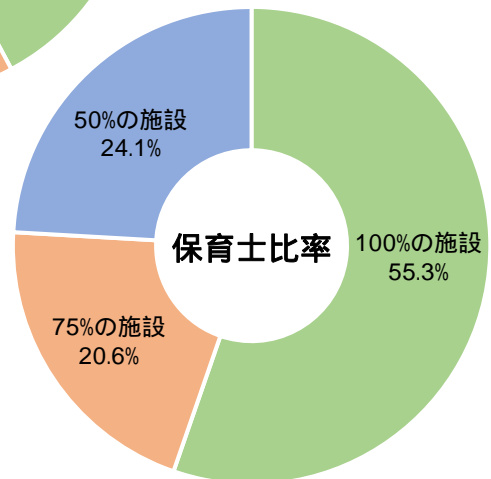
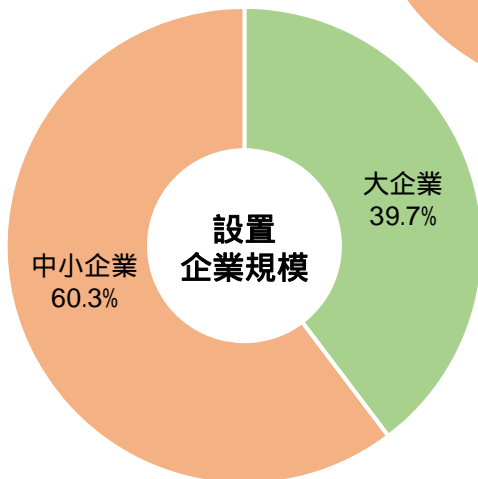
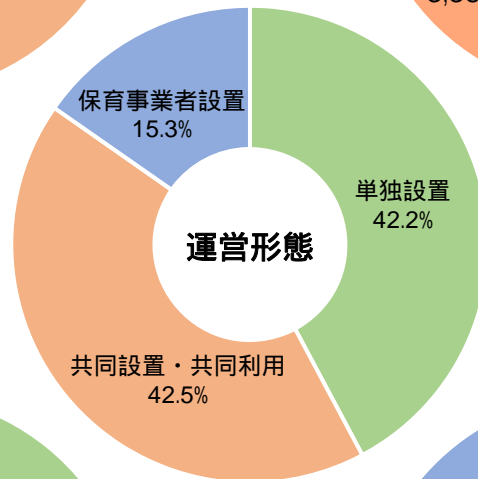
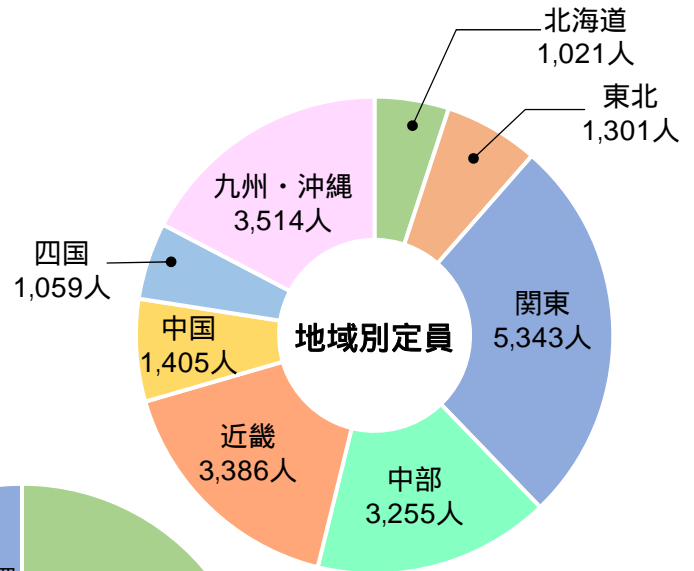
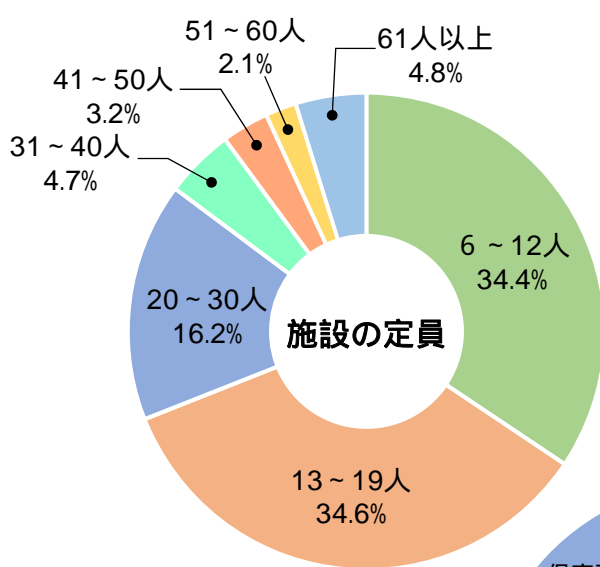
※金額は、平成26(28)年3月分の時給額に属性別の年間勤務量(平成27年度)を乗じた金額と、手当の12倍及び平成25(27)年度分の一時金を加えた年間支給額。

企業主導型保育事業の実施状況

資料10

平成28年度助成決定 **871施設** **20,284人**（定員）

「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成28、29年度で計5万人分の受け皿確保に取り組んできたところ。加えて平成29年度に+2万人分の受け皿確保に取り組むこととし、「子育て安心プラン」の前倒し実施を図る。



今後開所予定の施設含む。

早朝・夜間・日曜開所の実績

早朝開所施設 1		夜間開所施設 2		日曜開所施設	
58施設	22.7%	27施設	10.6%	75施設	29.4%

総数：255施設（平成29年3月30日時点、運営費助成決定施設）

- 1 早朝開所：7時以前に開所している施設（延長含む。）
- 2 夜間開所：22時以降に開所している施設（延長含む。）

待機児童の解消に向けた取組の状況について

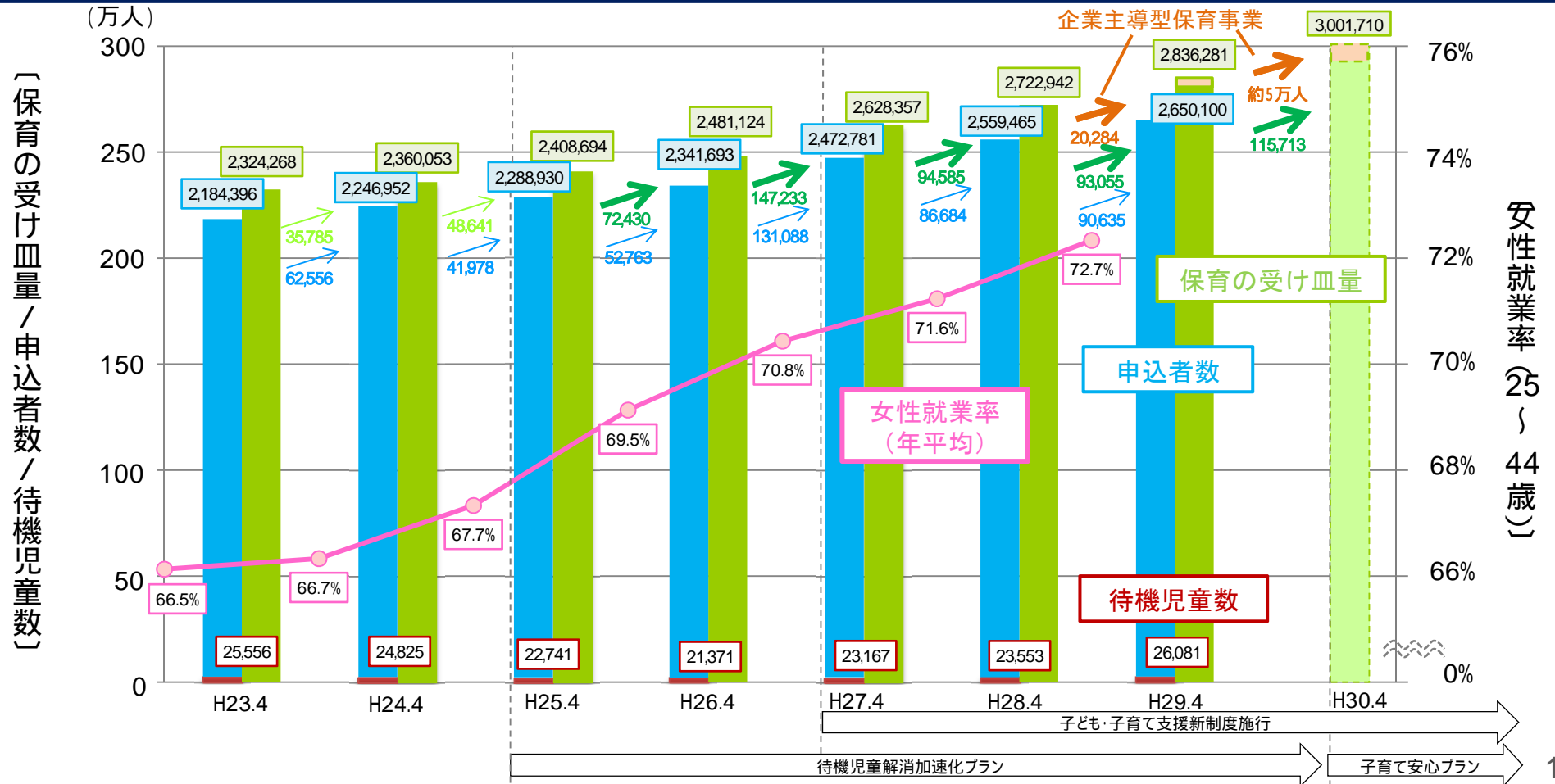
資料11

〔保育の受け皿拡大の状況〕

- 各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25年度から29年度末までの5年間では、約52.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値（約48.3万人分）を約4万人分上回る見込み。
- さらに、企業主導型保育事業（平成28年度から実施）の受け皿拡大量を約5万人分から約7万人分に上積みした結果を合わせると、平成25年度から29年度末までの5年間で約59.3万人分が拡大できる見込み。

〔保育の申込者数、待機児童数の状況〕

- 平成28年度における保育の受け皿拡大量は約11.3万人（企業主導型保育事業を含む。）
- 一方、女性就業率（25歳～44歳）は年々上昇し、それに伴い申込者数も年々増加。平成29年4月時点の申込者数は、約265万人で、昨年度と比較して増加（約9.1万人増）。
- 平成29年4月時点の待機児童数は、26,081人。



待機児童の解消に向けた取組状況

保育拡大量の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	5か年合計
市町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	115,713人	523,016人
企業主導型 保育拡大量	-	-	-	20,284人	約50,000人	約70,000人
	(計 219,663人)		(計 303,353人 + 約7万人)			約59.3万人

H25～28年度4か年計 **427,587人**
うち、市町村拡大分 **407,303人**

* 平成29年度の保育拡大量は、平成29年4月28日時点で把握した各市区町村及び企業主導型保育事業における実績見込み。

平成28年度の保育拡大量

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
10,376	85,969	5,420	13	15,673	148	2,464	130	2,925	3,165	93,055	20,284	113,339

* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

* 「企業主導型保育事業」については、平成29年3月30日時点における平成28年度の保育拡大量見込み。

平成29年4月1日の保育の受け入れ枠

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,238,340	359,423	31,936	3,210	57,293	4,256	8,734	163	42,137	70,505	2,815,997	20,284	2,836,281

* 「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

* 「企業主導型保育事業」については、平成29年3月30日時点における平成29年4月1日の保育の受け入れ枠見込み。

待機児童の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,321）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（*）に多く見られる状況にあり、全体の72.1%（待機児童数18,799人）を占めている。
（*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市）
- 待機児童数が100人以上増減した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組状況が待機児童の改善に表れている。

待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数 (H28.4.1 H29.4.1)	申込者増加数 (H28.4.1 H29.4.1)	利用定員増加数－申込者増加数
			H29.4.1	H28.4.1	減少数			
1	沖縄県	那覇市	200人	559人	359人	1,673人	901人	772人
2	東京都	世田谷区	861人	1,198人	337人	1,976人	1,033人	943人
3	東京都	北区	82人	232人	150人	816人	512人	304人
4	東京都	板橋区	231人	376人	145人	1,390人	964人	426人
5	千葉県	船橋市	81人	203人	122人	1,118人	632人	486人
6	東京都	練馬区	48人	166人	118人	946人	846人	100人
7	沖縄県	石垣市	31人	147人	116人	251人	58人	193人
8	東京都	杉並区	29人	136人	107人	2,084人	999人	1,085人
9	大阪府	吹田市	124人	230人	106人	505人	391人	114人
10	東京都	豊島区	0人	105人	105人	705人	489人	216人

2. 待機児童数が100人以上増加した市区

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員増加数 (H28.4.1 H29.4.1)	申込者増加数 (H28.4.1 H29.4.1)	利用定員増加数－申込者増加数
			H29.4.1	H28.4.1	増加数			
1	東京都	大田区	572人	229人	343人	717人	880人	163人
2	東京都	目黒区	617人	299人	318人	441人	573人	132人
3	千葉県	習志野市	338人	70人	268人	58人	344人	286人
4	兵庫県	明石市	547人	295人	252人	786人	957人	171人
5	沖縄県	うるま市	333人	131人	202人	469人	375人	94人
6	京都府	京田辺市	140人	0人	140人	0人	88人	88人
7	兵庫県	西宮市	323人	183人	140人	146人	300人	154人
8	福岡県	大野城市	227人	91人	136人	0人	155人	155人
9	岡山県	岡山市	849人	729人	120人	813人	779人	34人
10	東京都	中野区	375人	257人	118人	281人	697人	416人
11	大分県	大分市	463人	350人	113人	440人	477人	37人
12	鹿児島県	鹿児島市	252人	151人	101人	510人	324人	186人
13	東京都	港区	164人	64人	100人	252人	1,895人	1,643人

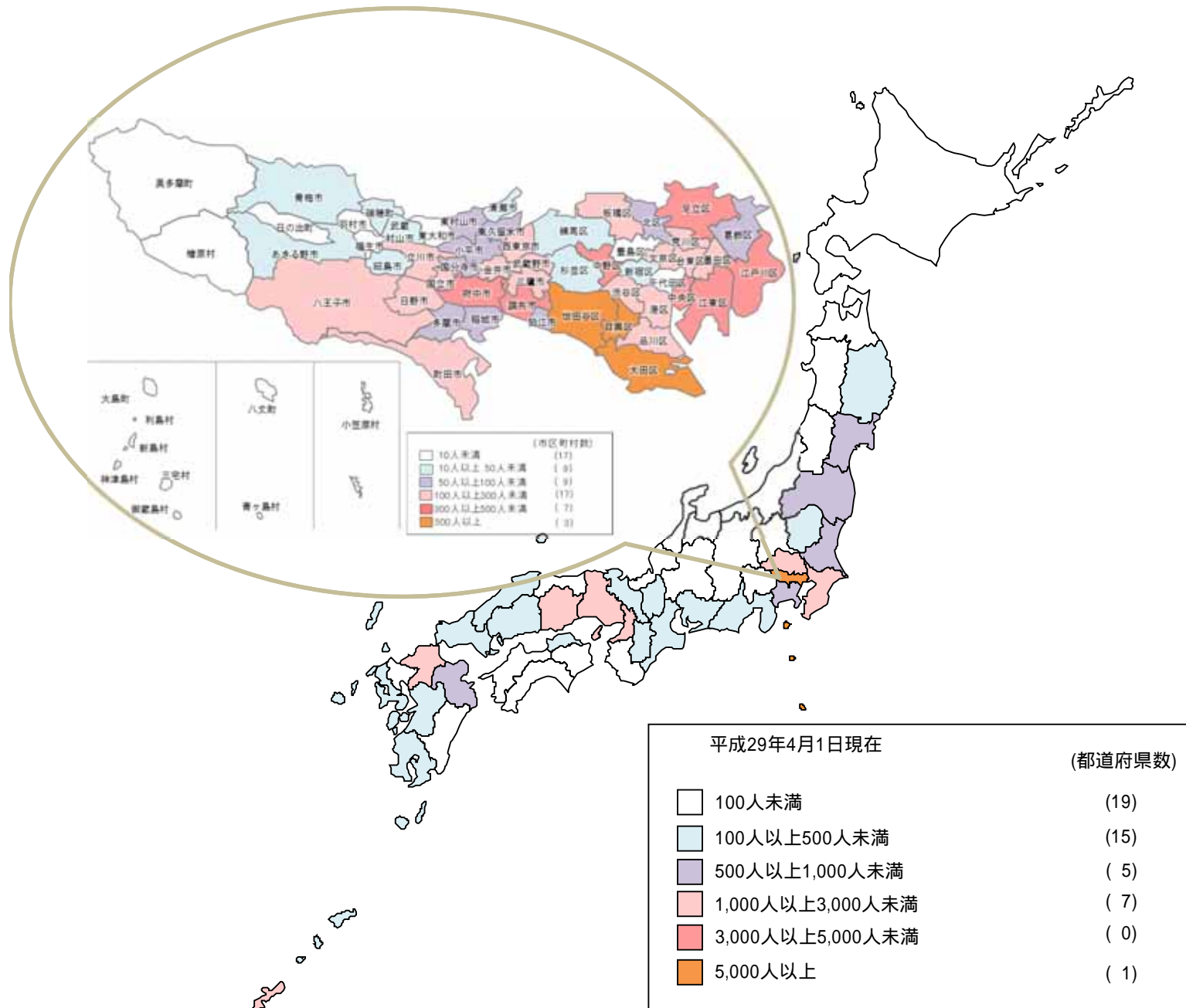
待機児童数が200人以上の地方自治体

	都道府県	市区町村	平成29年4月 待機児童数
1	東京都	世田谷区	861人
2	岡山県	岡山市	849人
3	東京都	目黒区	617人
4	千葉県	市川市	576人
5	東京都	大田区	572人
6	兵庫県	明石市	547人
7	大分県	大分市	463人
8	沖縄県	沖縄市	440人
9	東京都	江戸川区	420人
10	東京都	府中市	383人
11	東京都	中野区	375人
12	東京都	足立区	374人
13	千葉県	習志野市	338人
14	沖縄県	うるま市	333人
15	大阪府	大阪市	325人
16	東京都	中央区	324人
17	兵庫県	西宮市	323人
18	東京都	江東区	322人
19	東京都	調布市	312人
20	東京都	三鷹市	270人
21	東京都	渋谷区	266人
22	鹿児島県	鹿児島市	252人
23	東京都	日野市	252人
24	沖縄県	浦添市	236人
25	宮城県	仙台市	232人
26	東京都	板橋区	231人
27	東京都	町田市	229人
28	福岡県	大野城市	227人
29	東京都	台東区	227人
30	香川県	高松市	224人
31	福島県	福島市	223人
32	東京都	品川区	219人
33	沖縄県	那覇市	200人

待機児童数が増加した主な要因（100人以上増加した自治体）

	都道府県	市区町村	主な要因		都道府県	市区町村	主な要因
1	東京都	大田区	・マンション建設等に伴う就学前人口の増加及び保育ニーズの増加による申込増 ・待機児童の取扱いの見直し(育児休業中の者)	8	福岡県	大野城市	・共働き世帯の増加による申込増
2	東京都	目黒区	・就学前人口の増加及び保育ニーズの増加による申込増 ・待機児童の取扱いの見直し(育児休業中の者、特定の保育園等のみ希望する者)	9	岡山県	岡山市	・施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしや、保育料軽減の拡充など子育て施策の推進に伴う申込増
3	千葉県	習志野市	・再開発地域を中心とした就学前人口の増加に伴う申込増 ・保育士の補充が間に合わなかったことによる受入減 ・建設工程の変更に伴う工期変更による開園延期	10	東京都	中野区	・就学前人口の増加による申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ ・待機児童の取扱いの見直し(育児休業中の者)
4	兵庫県	明石市	・保育料軽減の拡充など子育て施策の推進に伴う子育て世帯の転入増や出生数の回復が予想を大幅に上回ったことによる受け皿拡大量(過去最大)以上の申込増	11	大分県	大分市	・共働き世帯の増加や施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしによる申込増
5	沖縄県	うるま市	・施設整備に伴う潜在的な保育ニーズの掘り起こしなどによる申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ ・待機児童の取扱いの見直し(特定の保育園等のみ希望する者)	12	鹿児島県	鹿児島市	・共働き世帯の増加などによる申込増 ・保育士の補充が間に合わなかったことによる受入減
6	京都府	京田辺市	・保育士の契約更新が予定どおりに進まず、新規雇用も必要数に届かなかったことによる受入減	13	東京都	港区	・大規模開発等に伴う局地的な就学前人口の増加による申込増
7	兵庫県	西宮市	・共働き世帯の増加などに伴う申込増 ・保育園等の開設に適した土地・物件等の確保が困難なことによる受け皿整備の遅れ				

(参考)平成29年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



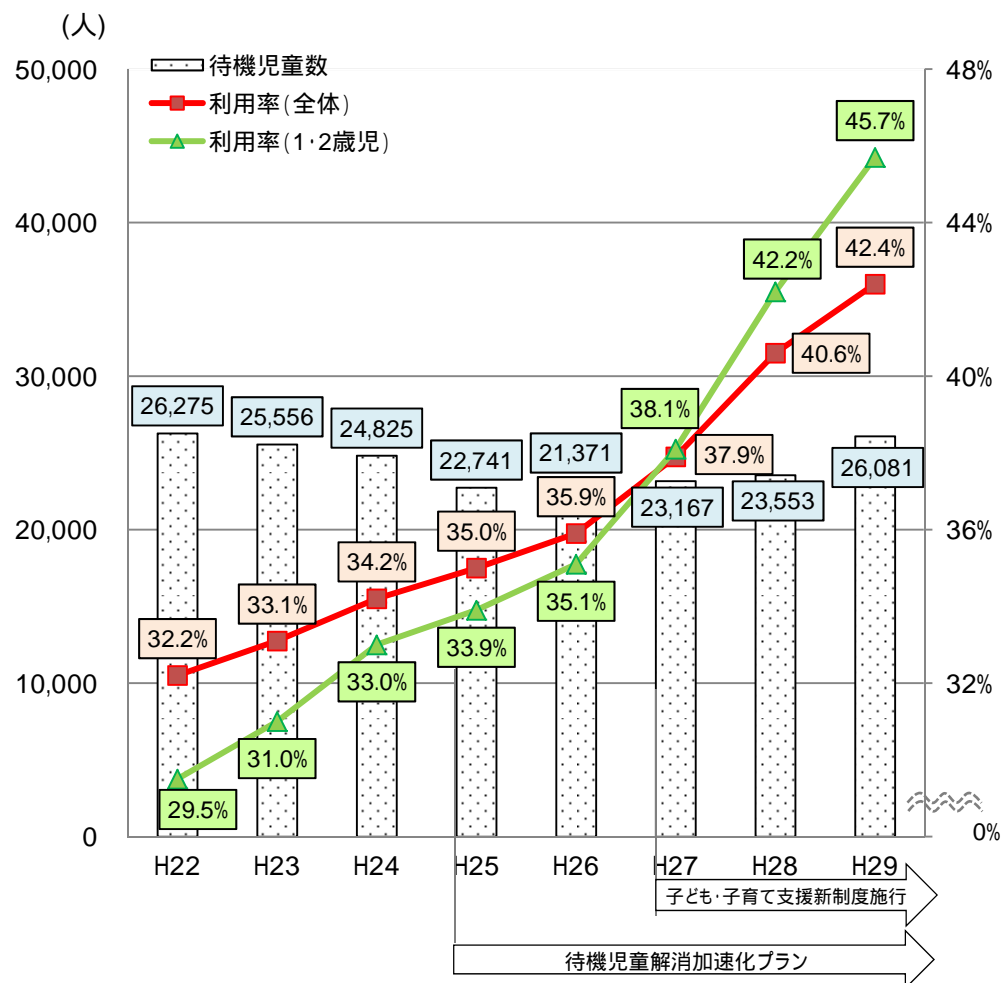
注:各都道府県には指定都市・中核市を含む。

都道府県	待機児童数
	人
北海道	65
青森県	0
岩手県	178
宮城県	790
秋田県	41
山形県	67
福島県	616
茨城県	516
栃木県	131
群馬県	2
埼玉県	1,258
千葉県	1,787
東京都	8,586
神奈川県	756
新潟県	2
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	2
静岡県	456
愛知県	185
三重県	100
滋賀県	356
京都府	227
大阪府	1,190
兵庫県	1,572
奈良県	287
和歌山県	29
鳥取県	0
島根県	119
岡山県	1,048
広島県	186
山口県	100
徳島県	94
香川県	227
愛媛県	97
高知県	73
福岡県	1,297
佐賀県	34
長崎県	190
熊本県	275
大分県	505
宮崎県	36
鹿児島県	354
沖縄県	2,247
計	26,081

待機児童の状況（年齢別）

- 保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇しており、特に1・2歳児の利用率は42.2%からこの1年間で3.5ポイント上昇し、平成29年4月1日時点の保育利用率は45.7%となっている。
- 一方で、待機児童も1・2歳児に多く、全体の71.7%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

待機児童数及び保育利用率の推移



年齢別待機児童数、利用児童数

	29年待機児童	29年利用児童	就学前児童数
低年齢児(0~2歳)	23,114人 (88.6%)	1,031,486人 (40.5%)	2,936,000人
うち0歳児	4,402人 (16.9%)	146,972人 (5.8%)	1,002,000人
うち1・2歳児	18,712人 (71.7%)	884,514人 (34.7%)	1,934,000人
3歳以上児	2,967人 (11.4%)	1,515,183人 (59.5%)	3,073,000人
全年齢児計	26,081人 (100.0%)	2,546,669人 (100.0%)	6,009,000人

認定こども園に関する状況について(平成29年4月1日現在)

(括弧内は平成28年4月1日時点の数)

1. 園数

(1) 公立・私立別園数

(園)

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立	551 (451)	48 (35)	251 (215)	2 (2)	852 (703)
私立	3,067 (2,334)	759 (647)	341 (259)	62 (58)	4,229 (3,298)
合計	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)	5,081 (4,001)

※認定こども園へ移行した施設の内訳は、幼稚園377か所、認可保育所715か所、その他の保育施設35か所、認定こども園として新規開園したものが60か所となっている。複数の施設が合併して1つの認定こども園になった場合等があるため、移行数と増加数は一致しない。

※また、認定こども園から認定こども園以外の施設へ移行したものが4か所ある。

※都道府県別の内訳は別紙参照

(2) 設置者別園数

(園)

設置主体		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
公立		551 (451)	48 (35)	251 (212)	2 (2)	852 (700)
私立	社会福祉法人	1,897 (1,363)	0 (0)	276 (216)	1 (1)	2,174 (1,580)
	学校法人	1,167 (969)	741 (630)	12 (10)	0 (0)	1,920 (1,609)
	宗教法人	2 (1)	8 (7)	11 (9)	2 (1)	23 (18)
	営利法人	0 (0)	0 (0)	26 (19)	37 (31)	63 (50)
	その他法人	0 (0)	0 (0)	12 (6)	16 (17)	28 (23)
	個人	1 (1)	10 (10)	4 (2)	6 (8)	21 (21)
	(私立計)	3,067 (2,334)	759 (647)	341 (262)	62 (58)	4,229 (3,301)
合計		3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)	5,081 (4,001)

※その他法人はNPO法人、公益法人、協同組合等

＜参考＞認定こども園数の推移(各年4月1日時点)

(園)

年度	認定こども園数	(公私の内訳)		(類型別の内訳)			
		公立	私立	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
平成23年	762	149	613	406	225	100	31
平成24年	909	181	728	486	272	121	30
平成25年	1,099	220	879	595	316	155	33
平成26年	1,360	252	1,108	720	411	189	40
平成27年	2,836	554	2,282	1,930	525	328	53
平成28年	4,001	703	3,298	2,785	682	474	60
平成29年	5,081	852	4,229	3,618	807	592	64

2. 支給認定別・年齢別在籍園児数

(1) 支給認定別在籍園児数

(人)

類型	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども	合計
幼保連携型	160,310 (137,936)	215,977 (155,337)	135,266 (102,398)	511,553 (395,671)
幼稚園型	87,633 (76,662)	19,914 (15,607)	7,984 (5,990)	115,531 (98,259)
保育所型	6,630 (5,364)	32,407 (25,595)	19,638 (15,318)	58,675 (46,277)
地方裁量型	986 (868)	1,754 (1,725)	1,282 (1,247)	4,022 (3,840)
合計	255,559 (220,830)	270,052 (198,264)	164,170 (124,953)	689,781 (544,047)

(2) 年齢別在籍園児数

(人)

類型	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼保連携型	18,630 (13,112)	52,490 (40,089)	64,146 (49,197)	118,994 (94,668)	123,216 (99,362)	134,077 (99,243)	511,553 (395,671)
幼稚園型	1,048 (338)	2,565 (2,123)	4,371 (3,529)	33,511 (28,773)	36,475 (31,439)	37,561 (32,057)	115,531 (98,259)
保育所型	2,442 (1,990)	7,694 (5,987)	9,502 (7,341)	12,760 (10,079)	12,941 (10,528)	13,336 (10,352)	58,675 (46,277)
地方裁量型	189 (184)	497 (485)	596 (578)	935 (930)	932 (879)	873 (784)	4,022 (3,840)
合計	22,309 (15,624)	63,246 (48,684)	78,615 (60,645)	166,200 (134,450)	173,564 (142,208)	185,847 (142,436)	689,781 (544,047)

(別紙)都道府県別の認定こども園数

都道府県	幼保連携型			幼稚園型			保育所型			地方裁量型			計			前年
	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	総計	
北海道	15	140	155	3	47	50	25	48	73	0	6	6	43	241	284	206
青森県	3	177	180	0	27	27	1	29	30	0	0	0	4	233	237	208
岩手県	8	41	49	0	7	7	6	1	7	0	0	0	14	49	63	54
宮城県	5	16	21	0	5	5	0	2	2	1	1	2	6	24	30	26
秋田県	9	48	57	0	14	14	5	5	10	0	0	0	14	67	81	69
山形県	2	37	39	0	15	15	1	5	6	0	0	0	3	57	60	44
福島県	21	42	63	0	11	11	2	0	2	0	0	0	23	53	76	67
茨城県	12	100	112	2	60	62	4	7	11	0	0	0	18	167	185	181
栃木県	4	77	81	0	15	15	2	2	4	0	1	1	6	95	101	81
群馬県	2	111	113	1	36	37	1	2	3	0	6	6	4	155	159	113
埼玉県	0	60	60	0	7	7	0	2	2	0	1	1	0	70	70	54
千葉県	17	38	55	8	26	34	5	7	12	0	2	2	30	73	103	67
東京都	9	18	27	3	39	42	18	25	43	0	8	8	30	90	120	109
神奈川県	11	50	61	0	36	36	0	2	2	0	1	1	11	89	100	78
新潟県	7	82	89	0	16	16	2	9	11	0	0	0	9	107	116	82
富山県	4	75	79	1	2	3	1	5	6	0	0	0	6	82	88	68
石川県	1	86	87	0	11	11	32	15	47	0	0	0	33	112	145	118
福井県	16	69	85	0	2	2	0	1	1	0	0	0	16	72	88	74
山梨県	0	32	32	0	11	11	5	1	6	0	1	1	5	45	50	40
長野県	2	29	31	0	3	3	23	1	24	0	1	1	25	34	59	36
岐阜県	27	27	54	0	7	7	14	12	26	0	0	0	41	46	87	59
静岡県	73	102	175	4	7	11	1	6	7	0	1	1	78	116	194	147
愛知県	5	88	93	1	3	4	6	19	25	0	1	1	12	111	123	81
三重県	5	16	21	0	1	1	4	1	5	0	0	0	9	18	27	17
滋賀県	30	33	63	1	3	4	4	0	4	0	0	0	35	36	71	58
京都府	2	44	46	0	0	0	0	3	3	0	0	0	2	47	49	38
大阪府	61	373	434	10	54	64	1	6	7	0	0	0	72	433	505	376
兵庫県	58	265	323	2	45	47	0	25	25	1	4	5	61	339	400	322
奈良県	23	21	44	2	0	2	0	1	1	0	0	0	25	22	47	31
和歌山県	3	26	29	0	1	1	11	1	12	0	0	0	14	28	42	31
鳥取県	10	16	26	0	0	0	7	1	8	0	0	0	17	17	34	32
島根県	3	10	13	4	2	6	10	11	21	0	1	1	17	24	41	29
岡山県	32	14	46	0	2	2	11	3	14	0	0	0	43	19	62	49
広島県	3	84	87	0	2	2	11	9	20	0	2	2	14	97	111	80
山口県	7	9	16	1	29	30	0	0	0	0	0	0	8	38	46	39
徳島県	11	19	30	0	0	0	15	1	16	0	0	0	26	20	46	39
香川県	16	8	24	2	5	7	1	0	1	0	1	1	19	14	33	23
愛媛県	7	24	31	0	9	9	3	8	11	0	9	9	10	50	60	46
高知県	6	7	13	0	13	13	0	6	6	0	2	2	6	28	34	32
福岡県	5	23	28	0	41	41	1	11	12	0	12	12	6	87	93	77
佐賀県	0	52	52	0	11	11	0	3	3	0	0	0	0	66	66	53
長崎県	4	67	71	1	32	33	1	14	15	0	0	0	6	113	119	104
熊本県	0	82	82	0	25	25	0	3	3	0	0	0	0	110	110	88
大分県	4	67	71	0	23	23	10	9	19	0	0	0	14	99	113	102
宮崎県	0	114	114	0	34	34	1	10	11	0	1	1	1	159	160	127
鹿児島県	3	122	125	0	18	18	6	7	13	0	0	0	9	147	156	126
沖縄県	5	26	31	2	2	4	0	2	2	0	0	0	7	30	37	20
合計	551	3,067	3,618	48	759	807	251	341	592	2	62	64	852	4,229	5,081	4,001

平成29年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果

平成29年8月17日

1. 調査の趣旨

私立幼稚園の新制度への円滑な移行等に資するよう、新制度への移行状況や各市区町村における1号認定子どもに係る施設型給付、一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況等を把握する。

2. 主な調査項目

- (1) 新制度への移行状況について
- (2) 1号認定子どもに係る施設型給付について
 - ・ 市区町村による給付額の国基準との異同
 - ・ 都道府県補助の割合（1/2が標準）等
- (3) 新制度移行園に対する都道府県の独自補助について
- (4) 一時預かり事業（幼稚園型）について

3. 調査方法

- ・ 市区町村の取組状況を都道府県がとりまとめ、都道府県の取組状況とあわせて国に提出。
- ・ 調査対象 47都道府県及び全ての市区町村（1,732市区町村）※東京都の離島等9市区町村を除く
- ・ 調査時点 平成29年4月1日

4. 調査スケジュール

- ・ 平成29年4月19日 都道府県担当部局宛に調査依頼を発出
- ・ 平成29年5月19日 都道府県から国への提出締切

(1) 私立幼稚園の新制度への移行状況（実績）

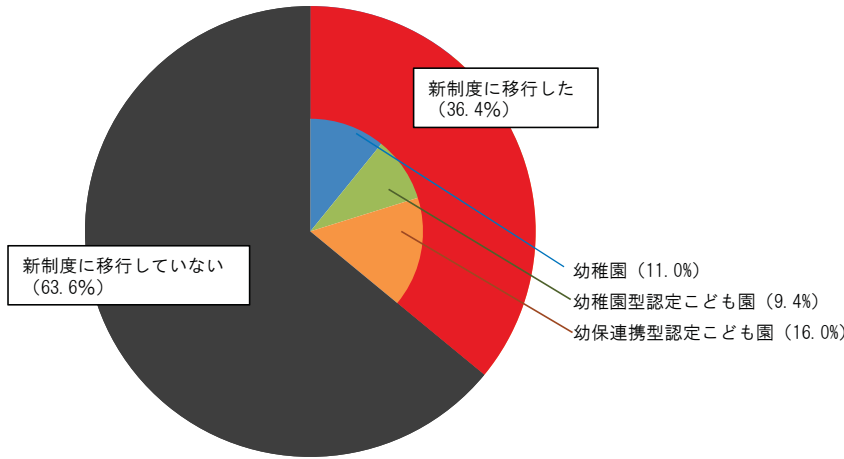
＜母数：8,058園（廃園を除く全私立幼稚園）＞

	平成27年4月1日現在		平成28年4月1日現在		平成29年4月1日現在	
新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 （前年+503園）	29.2% （前年+6%）	2,931園 （前年+544園）	36.4% （前年+7.2%）
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%

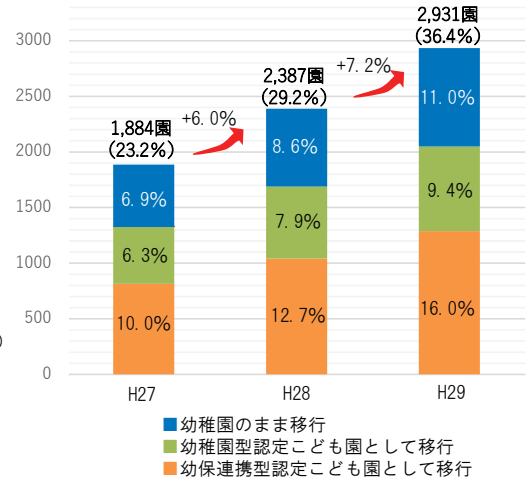
（注1）上記園数には、平成27年4月1日以降に新設された園を含み、廃園した園を除く。

（注2）今後の移行予定については、別途「平成30年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」にて調査（現在集計中）。

＜平成29年度の移行状況（累積）＞



＜移行状況の推移＞



(2) 1号認定子どもに係る施設型給付について

①市区町村の定める施設型給付（地方単独費用部分）の額

＜母数：1,732市区町村＞

国の定める基準と同額	890市区町村	51.4%
国の定める基準より高額	15市区町村	0.9%
国の定める基準より低額	20市区町村	1.1%
未設定	807市区町村	46.6%
1号認定子どもが存在しないため	133市区町村	7.7%
新制度に移行した幼稚園等が存在しないため	311市区町村	17.9%
国の定める額にしたがって運用しているため	317市区町村	18.3%
その他	46市区町村	2.7%

（注）1号認定子どもに係る施設型給付については、幼稚園に係る従前の国・地方の費用負担状況等を踏まえ、当分の間、全国統一費用部分（国：都道府県：市区町村＝2：1：1（義務的経費））と地方単独費用部分（都道府県：市町区村＝1：1（裁量的経費））を組み合わせ一体的に支給。地方単独費用部分は、地域の実情等を踏まえて各市区町村が給付額を定めるものだが、国の定める基準に基づき設定いただくのが基本（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」（平成26年4月10日付け事務連絡））。

（参考）施設型給付の公表状況

＜母数：925市区町村（施設型給付の額を定めている市区町村）＞

公表している	287市区町村	31.0%
公表していない	638市区町村	69.0%

（注）地方単独費用部分の額は、施設からの施設型給付の請求や利用者負担額の給付単価限度額の設定の基礎となるものであり、私立幼稚園の新制度への移行の検討・判断に当たっても重要であることから、広く一般への公表をお願いしている（「平成28年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について」（平成28年8月5日付け事務連絡））。

②地方単独費用部分に対する都道府県の交付要綱等で定める補助割合

<母数：47都道府県>

1 / 2	29都道府県	61.7%
1 / 2 以内	18都道府県	38.3%

(参考) 補助割合を1 / 2 以内としている理由 (複数回答可)

- 法令 (子ども・子育て支援法施行令) の記載に合わせたため (13都道府県)
- 予算の範囲内での支給であるため (10都道府県)
- 国の定める基準を超えない部分にのみ、1 / 2 の割合で補助するため (2都道府県)

③地方単独費用部分に対する都道府県の補助実績

<母数：47都道府県>

1 / 2	41都道府県	87.2%
1 / 2 未満	6都道府県	12.8%

(参考) 補助実績が1 / 2 未満である理由

- 市区町村からの交付申請額が過少であったため (5都道府県)
- 市区町村の定める額が国の定める基準を超えたため (1都道府県)

④地方単独費用部分に対する都道府県の補助方法

<母数：47都道府県>

補助金 (裁量的経費)	38都道府県	80.9%
負担金 (義務的経費)	9都道府県	19.1%

(参考) 負担金 (義務的経費) としている主な理由

- 給付額に不足が生じないよう、単年度精算である補助金ではなく、負担金としている。
- 全国統一費用部分 (義務的経費) と一体として取り扱っているため。

(3) 新制度移行園に対する都道府県の独自補助について

<母数：47都道府県>

独自補助を実施している	5都道府県	10.6%
独自補助を実施していない	42都道府県	89.4%

(独自補助の具体例)

- ・ 従来から実施していた私学助成の上乗せ部分について、新制度に移行した幼稚園等にも引き続き補助 (2都道府県)
- ・ 教育環境の整備充実の取組を推進するため、1号認定子ども1人当たり一定額を補助
- ・ 教育水準の維持向上を図るため、私立幼稚園を母体とする認定こども園を設置する学校法人に対して、運営する園の教職員加配に必要な経費について、私学助成水準の範囲内で補助
- ・ 運営全般に係る経費について、一定割合を上乗せして補助

(注) ここでの独自補助は、従前の私学助成の水準等を踏まえた円滑移行のための独自の補助 (減収の補填や職員の加配等) を指す。国として、従前の私学助成の水準が国庫補助や地方財政措置により保障している水準よりも高い都道府県においては、新制度に移行する私立幼稚園に対しても、引き続き、地方自治体独自の助成を継続して実施するか否か等を検討いただくようお願いしている (「子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園 (認定こども園含む) に対する財政支援について」 (平成26年10月1日付け事務連絡))。

(4) 一時預かり事業等について

①一時預かり事業（幼稚園型）の実施市区町村

<母数：1,732市区町村>

実施している		849市区町村	49.0%
実施していない		883市区町村	51.0%
	1号認定こどもが存在しないため	237市区町村	13.7%
	事業者からの実施希望がなかったため	430市区町村	24.8%
	事業者からの実施希望はあったが、配置基準等の要件を満たせなかったため	48市区町村	2.8%
	その他（該当施設が存在しない等）	168市区町村	9.7%

②一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育の実施園数

<母数：公立4,201園、私立（新制度移行園）2,932園、私立（未移行園）5,127園>

公立		一時預かり事業（幼稚園型）	1,873園（/4,201園）	44.6%
私立	新制度移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	1,968園（/2,932園）	67.1%
		私学助成による預かり保育	737園（/2,932園）	25.1%
	未移行園	一時預かり事業（幼稚園型）	216園（/5,127園）	4.2%
		私学助成による預かり保育	3,464園（/5,127園）	67.6%

(注) 新制度移行園においては、原則として「一時預かり事業（幼稚園型）」に移行することとなっているが、経過措置として、一時預かり事業への円滑な移行が困難な園については、引き続き、私学助成による預かり保育補助を受けることも可能としている。

(参考) 新制度に移行した幼稚園等で私学助成による預かり保育を実施している理由（複数回答可）

<母数：33都道府県（新制度に移行した幼稚園等で私学助成の預かり保育を実施している都道府県）>

一時預かり事業（幼稚園型）の実施要件である専任職員の配置が困難なため	24都道府県	72.7%
事務負担が増大するため	6都道府県	18.2%
園の事情によって、私学助成による預かり保育の方が収入が多くなる場合があるため	11都道府県	33.3%
市区町村が一時預かり事業を実施していないため	13都道府県	39.4%

(参考) 一時預かり事業（幼稚園型）の対象を新制度移行園に限定している市区町村

<母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

限定している	264市区町村	31.1%
限定していない	585市区町村	68.9%

③一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額

＜母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

国の示した額と同額	726市区町村	85.5%
国の示した額より高額	33市区町村	3.9%
国の示した額より低額	13市区町村	1.5%
国の示した方法とは異なる方法で定めている	77市区町村	9.1%

（注）国の示した補助単価額（平日基本分）：園児1人当たり日額400円

④一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定主体

＜母数：747市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施しており、管内に私立幼稚園等が存在する市区町村）＞

市区町村が設定	96市区町村	12.9%
市区町村の定めた一定のルールに従い、園が設定	45市区町村	6.0%
園が設定	606市区町村	81.1%

（注）一時預かり事業（幼稚園型）の利用料については、これまで預かり保育の利用料を各園が設定していたこと等を踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市区町村において検討していただくよう要請している（「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について」（平成28年8月5日付け事務連絡））。

8

⑤一時預かり事業（幼稚園型）における担当職員の資格要件の緩和の実施・検討状況

（i）有資格者の割合の引下げ及び小学校教諭等の活用【平成28年度～】

＜母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

既に実施している	252市区町村	29.7%
今年度中に実施予定	29市区町村	3.4%
実施について検討中	387市区町村	45.6%
実施する予定なし	181市区町村	21.3%

（ii）免許状更新講習を受講せず免許状が失効した者の活用【平成29年度～】

＜母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）＞

既に実施している	114市区町村	13.4%
今年度中に実施予定	74市区町村	8.7%
実施について検討中	453市区町村	53.4%
実施する予定なし	208市区町村	24.5%

（注）一時預かり事業（幼稚園型）については、従前、配置職員は有資格者（幼稚園普通免許状所有者・保育士）又は市区町村等が行う研修を修了した者（子育て支援員等）とし、そのうち有資格者割合を1/2以上とすることが定められていたが、人材確保が困難であることを踏まえ、「当分の間」の措置として、以下の要件緩和を行っている。

【平成28年度】

- ・有資格者（幼稚園教諭免許状保有者・保育士）の割合の引下げ（1/2以上→1/3以上）
- ・有資格者以外の職員として、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有している者及び養成課程を履修中の学生の配置を可能化

【平成29年度】

- ・有資格者以外の職員として、免許状更新講習を受講せず免許状が失効した者の配置を可能化

9

⑥長時間・長期休業中の預かりに対する補助の充実の実施・検討状況

(i) 長時間の預かりに対する補助の充実【平成28年度（一部自治体）又は平成29年度】

<母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

既に実施している	277市区町村	32.6%
今年度中に実施予定	92市区町村	10.8%
実施について検討中	340市区町村	40.1%
実施する予定なし	140市区町村	16.5%

(ii) 長期休業中の預かりに対する補助の充実【平成29年度～】

<母数：849市区町村（一時預かり事業（幼稚園型）を実施している市区町村）>

既に実施している	289市区町村	34.0%
今年度中に実施予定	116市区町村	13.7%
実施について検討中	332市区町村	39.1%
実施する予定なし	112市区町村	13.2%

(注) 一時預かり事業（幼稚園型）の補助については、国として、平成28年度から、待機児童の多い一部の自治体において長時間の預かりに対する単価の充実（一律100円⇒時間に応じた100円～300円）を行い、平成29年度からこれを全国適用するとともに、長期休業中の預かりに対する単価の充実（一律400円⇒8時間預かる場合は800円）を行っている。

10

⑦一時預かり事業を活用した非在籍園児の受入れ

<母数：公立4,201園、私立8,059園>

	私立	公立	合計
一時預かり事業（一般型）を実施している幼稚園等	769園	244園	1,013園
一時預かり事業（幼稚園型）において非在籍園児を受け入れている幼稚園等	347園	57園	404園
合計	1,116園（/8,059園）	301園（/4,201園）	1,417園（/12,260園）
全体に占める割合	13.8%	7.2%	11.6%

(注1) 一時預かり事業（一般型）は、主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児について、日常生活上の突発的な事情や社会参加等により、一時的に家庭での保育が困難となった場合に一時的に預かる事業。

(注2) 幼稚園等における非在籍園児の預かりは、一時預かり事業（一般型）による対応が基本となるが、一時預かり事業（幼稚園型）を実施している幼稚園等において、在籍園児を主として預かる中で非在籍園児を少数預かる場合には、一時預かり事業（幼稚園型）による対応も可能としている。

⑧小規模保育事業等を私立幼稚園に併設して実施している園数 : 158園

(注) 小規模保育事業等には、家庭的保育事業を含む。

11

(参考1) 新制度への円滑な移行に向けたこれまでの主な取組

文部科学省においては、内閣府等と連携しつつ、移行を希望する園が円滑に移行できるよう環境整備を行うこととしており、園が有する懸案事項を踏まえ、これまで、以下の対応等を実施。

【平成28年度～】

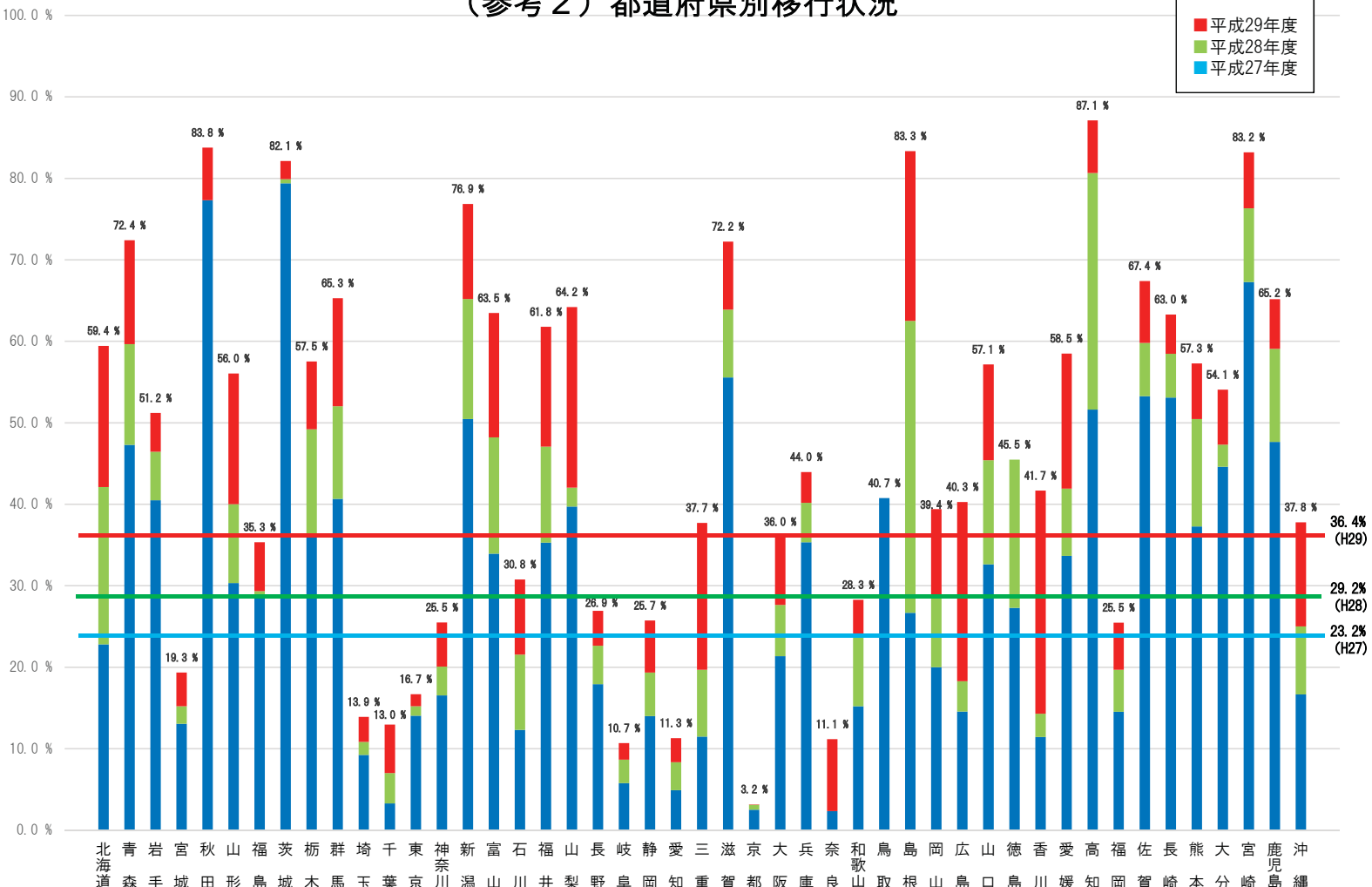
- ・大規模園における加算の充実（チーム保育加配加算の上限緩和等）
- ・国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（幼稚園教諭：+1.9%）
- ・移行準備に係る事務経費の補助の創設
- ・一時預かり事業（幼稚園型）の改善（長時間預かりの補助増、職員配置要件の緩和）
- ・公定価格の各種加算に係る統一申請様式の作成
- ・公定価格試算ソフトの改善（簡素化）

【平成29年度～】

- ・全職員に対する2%の処遇改善
- ・技能・経験を積んだ職員に対する追加的な処遇改善（月4万円・月5千円）
- ・国家公務員給与改定に伴う人件費の引上げ（幼稚園教諭：+1.3%）
- ・一時預かり事業（幼稚園型）の改善（長期休業中の預かりの補助増、職員配置要件の緩和）

12

(参考2) 都道府県別移行状況



13

(参考3) 都道府県別移行状況 (バックデータ)

都道府県名	私立 幼稚園数 (H29)	H27.4.1現在		H28.4.1現在		H29.4.1現在		
		移行園 (園数)	移行率 (%)	移行園 (園数)	移行率 (%)	移行園 (園数)	移行率 (%)	
00	全国	8,058	1,884	23.2	2,387	29.2	2,931	36.4
01	北海道	461	103	22.3	195	42.7	274	59.4
02	青森	105	52	47.3	65	61.3	76	72.4
03	岩手	84	34	40.5	39	47.0	43	51.2
04	宮城	181	24	13.0	28	15.3	35	19.3
05	秋田	74	57	78.1	58	79.5	62	83.8
06	山形	91	27	30.3	36	40.0	51	56.0
07	福島	150	43	28.7	44	29.3	53	35.3
08	茨城	207	154	79.4	159	80.3	170	82.1
09	栃木	186	68	36.0	93	50.0	107	57.5
10	群馬	121	50	40.7	64	52.5	79	65.3
11	埼玉	547	52	9.2	61	10.9	76	13.9
12	千葉	432	14	3.3	30	7.0	56	13.0
13	東京	839	118	14.0	129	15.3	140	16.7
14	神奈川	663	110	16.5	134	20.2	169	25.5
15	新潟	108	56	50.5	73	66.4	83	76.9
16	富山	52	19	33.9	27	49.1	33	63.5
17	石川	65	8	12.3	14	21.5	20	30.8
18	福井	34	12	35.3	16	47.1	21	61.8
19	山梨	81	27	39.7	29	42.0	52	64.2
20	長野	104	19	17.9	24	22.6	28	26.9
21	岐阜	103	6	5.8	9	8.7	11	10.7
22	静岡	241	34	14.0	47	19.4	62	25.7
23	愛知	425	21	4.9	36	8.4	48	11.3
24	三重	61	7	11.5	12	19.7	23	37.7
25	滋賀	36	20	55.6	23	63.9	26	72.2
26	京都	158	4	2.5	5	3.2	5	3.2
27	大阪	425	92	21.3	120	27.8	153	36.0
28	兵庫	248	88	35.3	100	40.2	109	44.0
29	奈良	45	1	2.3	1	2.3	5	11.1
30	和歌山	46	5	10.9	11	23.9	13	28.3
31	鳥取	27	11	40.7	11	40.7	11	40.7
32	島根	12	4	26.7	10	62.5	10	83.3
33	岡山	33	7	20.0	10	29.4	13	39.4
34	広島	149	28	13.6	38	18.3	60	40.3
35	山口	140	46	32.6	64	45.7	80	57.1
36	徳島	11	3	27.3	8	57.1	5	45.5
37	香川	36	4	11.4	5	14.3	15	41.7
38	愛媛	106	33	33.7	44	41.9	62	58.5
39	高知	31	16	51.6	25	80.6	27	87.1
40	福岡	424	62	14.5	84	19.7	108	25.5
41	佐賀	92	49	53.3	55	60.4	62	67.4
42	長崎	127	69	53.1	76	59.8	80	63.0
43	熊本	110	41	37.3	55	50.5	63	57.3
44	大分	74	33	44.6	35	47.3	40	54.1
45	宮崎	113	76	67.3	87	77.0	94	83.2
46	鹿児島	155	71	47.7	88	59.1	101	65.2
47	沖縄	45	6	16.7	10	25.0	17	37.8

※新設や廃園に伴い母数となる各年度の私立幼稚園数が変動するため、移行園数の増減なく移行率が増減している場合等がある。



平成29年5月12日
内閣府子ども・子育て本部

「平成28年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について

教育・保育施設等で発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の期間内に報告のあった事故について、取りまとめましたので公表します。

また、教育・保育施設等に係る国、地方自治体及び事業者についての事故防止対策については、以下のような取組を行っているところです。

1. 事故報告集計について

- 報告件数は875件あった。
- 負傷等の報告は862件あり、そのうち717件(83%)が骨折によるものであった。
- 死亡の報告は13件あり、うち約半数の7件は0歳児であった。
- 事故の発生場所は施設内が776件(89%)であり、そのうち444件(57%)は施設内の室外で起きていた。

2. 事故防止対策について

- 国においては、子ども・子育て新制度の施行に先立ち、有識者、関係者等からなる「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」を平成26年9月に開催し、事故の発生やその再発を防止するための措置について検討を行った。
- 平成26年11月の検討会中間取りまとめを受けて、事故報告制度の全般的な見直しを行った(新制度に基づく認可の施設・事業については、法令上、事故報告が義務付けされた。)

【改正内容】

- ① 重大報告の対象となる施設・事業について拡大
 - ② 重大事故の範囲の明確化
 - ③ 報告様式、報告方法の改正と明示
- 平成27年12月の検討会最終報告を受けて、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生の防止等や事故発生時の対応の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」及び地方自治体に対して、重大事故の再発防止のために、死亡事故等の重大事故については、事後的な検証を実施するよう「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を、平成28年3月に地方自治体宛てに通知し、施設・事業者に周知した。

○ また、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に午睡中の死亡事故が多いことから、平成 28 年 10 月に、ガイドラインの取組の周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等を地方自治体宛てに通知し、周知している。あわせて、全国担当課長会議、地方自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の取組の周知徹底を行っている。

3. 国における有識者会議の設置

○ 国においては、各地方自治体より、検証結果の報告を受け、再発防止策を検討することとしており、検討に当たっては、平成 28 年 4 月に「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策について検討を行っている。

この他、教育・保育施設等で発生した事故情報について、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において、平成 27 年 6 月より、内閣府ホームページで公表をしている。

【問合せ】

内閣府子ども・子育て本部

参事官補佐 時末 大揮

参事官補佐 本間 浩

TEL 03-6257 1466

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

課長補佐 小倉 基靖

係長 鈴木 賢

TEL 03-6734 3136

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

課長補佐 川島 均

係長 増田 大樹

TEL 03-5253 1111(7947)

1. 事故報告概要

教育・保育施設等（*）において発生した死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含む。）で、平成28年1月1日から平成28年12月31日の期間内に事故報告（第1報）のあったものを集計した。

- * 教育・保育施設等とは、以下の施設・事業をいう。
- ・ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
 - ・ 幼稚園
 - ・ 認可保育所
 - ・ 小規模保育事業
 - ・ 家庭的保育事業
 - ・ 居宅訪問型保育事業
 - ・ 事業所内保育事業（認可）
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 病児保育事業
 - ・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
 - ・ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
 - ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - ・ 認可外保育施設
（企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
 - ・ 認可外の居宅訪問型保育事業

	認定こども園・幼稚園・保育所等	放課後児童クラブ	合計	割合
負傷等	574	288	862	98.5%
（うち意識不明）	（7）	（0）	（7）	（負傷等の0.8%）
（うち骨折）	（458）	（259）	（717）	（負傷等の83.2%）
（うち火傷）	（1）	（1）	（2）	（負傷等の0.2%）
（うちその他）	（108）	（28）	（136）	（負傷等の15.8%）
死亡	13	0	13	1.5%
事故報告件数	587	288	875	100%

認定こども園・幼稚園・認可保育所等とは、放課後児童クラブ以外の施設・事業

① 死亡及び負傷等の事故概要

	負傷等					死亡	計	(参考) 施設・事業者数(時点)
	意識不明	骨折	火傷	その他				
幼保連携型認定こども園	51	1	45	0	5	0	51	2,785 か所 (H28.4.1)
幼稚園型認定こども園	8	0	6	0	2	0	8	682 か所 (H28.4.1)
保育所型認定こども園	11	0	10	0	1	0	11	474 か所 (H28.4.1)
地方裁量型認定こども園	1	0	1	0	0	0	1	60 か所 (H28.4.1)
幼稚園	20	0	17	0	3	0	20	6,514 か所 (H28.4.1)
認可保育所	469	5	368	1	95	5	474	23,447 か所 (H28.4.1)
小規模保育事業	1	0	1	0	0	0	1	2,429 か所 (H28.4.1)
家庭的保育事業	0	0	0	0	0	1	1	958 か所 (H28.4.1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	9 か所 (H28.4.1)
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0	0	0	323 か所 (H28.4.1)
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	9,718 か所 (H27 交付決定)
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	2,226 か所 (H27 交付決定)
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	2	0	2	0	0	0	2	809 か所(市区町村) (H27 実績)
子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	ショートステイ 740 か所 トワイライトステイ 375 か所 (H27 交付決定)
放課後児童クラブ	288	0	259	1	28	0	288	23,619 か所 (H28.5.1)
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	企業主導型保育施設 119 か所 (H28.12.31)
地方単独保育施設	3	1	2	0	0	0	3	認可外保育施設 6,923 か所
その他の認可外保育施設	8	0	6	0	2	7	15	事業所内保育施設 4,561 か所 (H28.3.31)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	80 か所 (H28.3.31)
計	862	7	717	2	136	13	875	

地方単独保育施設とは、都道府県又は市区町村が、認可外保育施設の設備や職員配置等に関する基準を設定し、当該基準を満たすことを条件として、その運営に要する費用について補助を行う等する認可外保育施設のことをいう。

「意識不明」は、事故に遭った際に意識不明になったもの(平成 27 年は、その後、意識不明の状態が回復したのものも含む。)

「骨折」には、切り傷やねんざ等の複合症状を伴うものが含まれる。

「その他」には、指の切断、唇、歯の裂傷等が含まれる。

参考：認可保育所 2,136,443 人(平成 28 年 4 月 1 日現在)

認可外保育施設 177,877 人、事業所内保育施設 73,660 人(平成 28 年 3 月 31 日現在)

(データ出典) 施設・事業者数

幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

・・・認定こども園の数について(内閣府子ども・子育て本部調べ(平成28年4月1日現在))

幼稚園

・・・文部科学省調べ(平成28年4月1日現在)

認可保育所

・・・保育所等関連状況取りまとめ(厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(平成28年4月1日現在))

小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業(認可)

・・・地域型保育事業の件数について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(平成28年4月1日現在))

一時預かり事業、病児保育事業

・・・内閣府子ども・子育て本部調べ(平成27年度交付決定か所数)

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

・・・内閣府子ども・子育て本部調べ(平成27年度実施箇所数)

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

・・・子育て短期支援事業の実施箇所数について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(平成27年度実施箇所数))

放課後児童クラブ

・・・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(平成28年5月1日現在))

認可外保育施設(地方単独保育施設、その他の認可外保育施設)

・・・認可外保育施設の現況取りまとめ(厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ(平成28年3月31日現在))

企業主導型保育施設

・・・内閣府子ども・子育て本部調べ(平成28年12月31日現在)

② 年齢別(死亡・負傷等)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	放課後 児童 クラブ等	計
幼保連携型認定こども園	1	0	7	4	10	22	7	—	51
幼稚園型認定こども園	—	—	—	1	2	4	1	—	8
保育所型認定こども園	0	0	0	1	4	3	3	—	11
地方裁量型認定こども園	0	0	0	0	1	0	0	—	1
幼稚園	—	—	—	1	4	10	5	—	20
認可保育所	3 (1)	20 (2)	39 (0)	74 (0)	120 (0)	155 (0)	63 (2)	—	474 (5)
小規模保育事業	0	1	0	0	0	0	0	—	1
家庭的保育事業	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	1 (1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0	0	0	—	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
病児保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	0	0	0	0	0	1	0	1	2
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	—	—	—	—	—	—	—	288	288
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	0	0	—	0
地方単独保育施設	1	1	0	1	0	0	0	—	3
その他の認可外保育施設	5 (5)	3 (2)	2 (0)	3 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	—	15 (7)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	—	0
計	11 (7)	25 (4)	48 (0)	85 (0)	141 (0)	196 (0)	80 (2)	289 (0)	875 (13)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

③ 場所別

	施設内		施設外	不明	計
	室内	室外			
幼保連携型認定こども園	19	28	4	0	51
幼稚園型認定こども園	5	2	1	0	8
保育所型認定こども園	3	5	3	0	11
地方裁量型認定こども園	0	1	0	0	1
幼稚園	7	10	3	0	20
認可保育所	203	215	56	0	474
	(3)	(1)	(1)	(0)	(5)
小規模保育事業	1	0	0	0	1
家庭的保育事業	1	0	0	0	1
	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業(認可)	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1	0	1	0	2
子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
放課後児童クラブ	78	182	28	0	288
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
地方単独保育施設	2	0	0	1	3
その他の認可外保育施設	12	1	2	0	15
	(7)	(0)	(0)	(0)	(7)
認可外の居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
計	332	444	98	1	875
	(11)	(1)	(1)	(0)	(13)

※ ()内の数字は死亡事故の件数で内数

④ 死亡事故における主な死因

*平成 28 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	家庭的 保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
SIDS	0	0	0	0
窒息	0	0	0	0
病死	2	1	1	4
溺死	0	0	0	0
その他	3	0	6	9
合計	5	1	7	13

「その他」は、原因が不明なもの等を分類

⑤ 死亡事故発生時の状況

*平成 28 年は以下の施設から死亡事故の報告あり

	認可保育所	家庭的 保育事業	その他の認可 外保育施設	合計
睡眠中	3	0	7	10
プール活動・ 水遊び	0	0	0	0
食事中	0	0	0	0
その他	2	1	0	3
合計	5	1	7	13

(参考：これまでの保育施設等における死亡事故の報告件数等)

[注意事項：各年区分について]

集計期間は以下のとおり。原則、国に報告された月でカウントしているが、平成25年に判明した31件の追加報告分は、実際に事故が発生した月でカウントしている。

- ・平成 16年から 20年：4月から3月まで
- ・平成 21年 ：4月から12月まで（平成21年1～3月発生分は平成20年分として集計）
- ・平成 22年から 26年：1月から12月まで
- ・平成 27年 ：認可保育所、認可外保育施設（地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
 は1月から12月まで
 幼保連携型認定こども園、小規模保育事業は4月から12月まで
 認定こども園としては、平成27年度から調査を実施
- ・平成 28年 ：1月から12月まで

死亡事故の報告件数

	幼保連携型 認定こども園	認可保育所	小規模 保育事業	家庭的 保育事業	認可外 保育施設	合計
H16	－	7件	－	－	7件	14件
H17	－	3件	－	－	11件	14件
H18	－	5件	－	－	8件	13件
H19	－	3件	－	－	12件	15件
H20	－	4件	－	－	7件	11件
H21	－	6件	－	－	6件	12件
H22	－	5件	－	－	8件	13件
H23	－	2件	－	－	12件	14件
H24	－	6件	－	－	12件	18件
H25	－	4件	－	－	15件	19件
H26	－	5件	－	－	12件	17件
H27	1件	2件	1件	0件	10件	14件
H28	0件	5件	0件	1件	7件	13件
合計	1件	57件	1件	1件	127件	187件

平成26年までは認可外保育施設は、地方単独保育施設とその他の認可外保育施設とを分類して把握していない。

平成27年の地方単独保育施設における死亡事故は1件（認可外保育施設の死亡事故10件の内数）、平成28年は0件。

2. 教育・保育施設等における事故防止の取組み

ガイドラインによる事故防止の取組み

死亡や重篤な事故の防止のため、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)において、施設・事業者には、以下の周知を行っている。

ガイドライン掲載 URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(抜粋) 重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項について

(1) 睡眠中

乳児の窒息リスクを除去するため、以下の点を含むリスクの除去を、睡眠前及び睡眠中に行う。

【注意事項】

窒息リスクを除去する方法として、

- * 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要。何よりも、1人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながる。
- * 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする 等

(参考)

睡眠中の死亡事故のうち、「うつぶせ寝」の数

	認可保育所	認可外保育施設	合計
平成24年	2名	3名	5名
平成25年	2名	7名	9名
平成26年	0名	4名	4名
平成27年	0名	6名	6名
平成28年	2名	2名	4名

平成26年までは地方単独保育施設、その他の認可外保育施設と分類して把握していない。

平成27,28年の地方単独保育施設における「うつぶせ寝」は0名

(2) プール活動・水遊び

【注意事項】

- * プール活動、水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。

- * 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、子どものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。

注意すべきポイント

- ・ 監視者は監視に専念する、監視エリア全域をくまなく監視する
- ・ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける
- ・ 定期的に視線を動かしながら監視する。
- ・ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中心の選択肢とする。
- ・ 時間的余裕をもってプール活動を行う 等

(3) 食事中

【注意事項】

- * 職員は、子どもの食事に関する情報（咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況）について共有する。また、食事の前には、保護者から聞き取った内容も含めた当日の子どもの健康状態等について情報を共有する。
- * 子どもの年齢・月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
- * 食事の介助をする際、注意すべきポイントとして、
 - ・ ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える
 - ・ 子どもの口に合った量で与える（1回で多くの量を詰めすぎない。）
 - ・ 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
 - ・ 汁物などの水分を適切に与える
 - ・ 食事の提供中に驚かせない
 - ・ 食事中に眠くなっていないか注意する
 - ・ 正しく座っているか注意する
- * 食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、施設・事業者に応じた方法で、子供（特に乳児）の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

ガイドラインの周知徹底（周知啓発資料等による事故防止の取組の推進）

平成27年の「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止対策について」の死亡事故においても、認可外保育施設での死亡事故が多く、特に0～1歳児の午睡中の死亡事故が多いことから、昨年10月に、ガイドラインの取組の周知徹底と睡眠中の窒息リスクの除去の方法等、重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項を記載した周知啓発資料等により、事故防止の取組を推進している。あわせて、全国担当課長会議、地方自治体説明会や各種研修会においても、ガイドライン等事故防止の取組の周知徹底を行っている。

自治体による検証の実施と有識者会議による再発防止策の検討

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における取りまとめを踏まえ、平成 27 年 4 月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成 28 年 4 月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。

また、国において、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」を設置し（平成 28 年 4 月）地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行っており、第 1 回有識者会議を 4 月に開催し、これまでの検討会での取りまとめを踏まえ、有識者会議が継続して取り組んでいく内容について議論を行い、同年の 10 月には第 2 回の会議を開催し、事故情報データベースの改善や検証報告のあった自治体からヒアリングを行い、重大事故防止策の議論を行っていくこととすることを決定し、今年の 5 月に第 3 回の会議を開催して検証報告のあった自治体からヒアリングを実施している。

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会()で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

ポイント

市区町村を中心とした支援体制の構築、児童相談所の機能強化と一時保護改革、代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

< 工程で示された目標年限の例 >

- ・ 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。